

## 生涯学習にかかわる専門的職員の養成に関する研究 ～ 公民館職員の養成の在り方を中心に～

調査協力公民館

県内 147館

### 研究の概要

公民館職員の養成に関し、県内の公民館に対する調査を通して研修の実態や職員の意識等を明らかにするとともに、県外の事例を紹介することによって、今後あるべき方向性を探った。

本研究を通して、次のことが明らかになった。

公民館職員の養成に関するこれまでの動向を整理することができた。

県内公民館における研修の実態や職員の意識を把握することができた。

調査結果や事例から、今後あるべき公民館職員養成の方向性を提示することができた。

キーワード： 指定管理者制度  
公民館主事の位置付け  
公民館職員のネットワーク形成

# 目 次

1	はじめに	53
2	公民館をめぐる状況	53
(1)	公民館の現状	53
(2)	公民館をめぐる法令等の動向	55
3	公民館の役割と職員の専門性	56
(1)	公民館に求められる新たな役割	56
(2)	公民館職員に求められる専門性	57
(3)	他の社会教育専門的職員の位置付け	58
(4)	公民館職員養成の必要性	60
4	県内における公民館職員養成の現状	61
(1)	公民館職員の研修に関する調査実施の概要	61
(2)	調査結果の概要	61
(3)	調査結果のまとめ	73
(4)	研修に求められる視点	76
5	公民館職員養成に関する県外の事例	77
事例 1	神奈川県相模原市	77
事例 2	千葉県公民館連絡協議会	81
事例 3	大阪府貝塚市	84
6	公民館職員の養成に関するこれからの方向性	86
(1)	職員研修の在り方	86
(2)	これからの方向性	87
7	研究のまとめ	89
(1)	研究の成果	89
(2)	今後の課題	89
	主な参考文献	90

## 1 はじめに

中央教育審議会生涯学習分科会は、平成16年3月に出された「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」の中で、生涯学習振興を担う職員等の在り方として、「国民のニーズが多様化している中で、住民の視点を持ち、幅広い視野を持つ人材の育成や、学習する一人一人のニーズに合わせて、学習相談に応じられる人材を育成することが必要である。このため、現在行われている国、都道府県、市町村における各種の講習・研修の充実が求められる」と述べている。

同時に、生涯学習振興の中核を担ってきた公民館をめぐる情勢も大きく変化している。地方分権や行財政改革により、指定管理者制度の導入や財団等への委託化、職員の非常勤化、さらには市町村合併と、非常に厳しい状況となっている。

しかし、全国の公民館数が約1万8,000館とほぼ横ばいで推移しているにもかかわらず、公民館が開催する学級・講座数は約34万1,000に上り、10年間で倍増している（平成14年度社会教育調査報告書）。この数字を挙げるまでもなく、生涯学習社会において公民館の果たす役割は大きい。このことは、公民館に勤務する職員に対する期待の大きさでもあり、現在のような厳しい状況であればこそ、職員の資質向上が一層重要であるといえる。

本研究では、県内の公民館における職員養成の現状について調査を行うことによって、その実態や職員の意識等を明らかにするとともに、県外における事例紹介を通し、公民館職員の養成に関して今後あるべき方向性を探ってみることとした。

なお、本研究における「公民館職員の養成」とは、主に公民館職員に対する研修を中心として捉えたものである。

## 2 公民館をめぐる状況

本項では、現在の公民館が置かれている状況の概略について、データと最近の法令等からみることとする。

### (1) 公民館の現状

文部科学省による「平成14年度社会教育調査報告書」によると、数字でみるわが国の公民館の姿は次のようになっている。

公民館総数（平成14年度） 約1万8,000館

職員数（事務職員等を含む）（平成14年度）

約5万5,000人（1館当たり平均職員数は約3.0人）

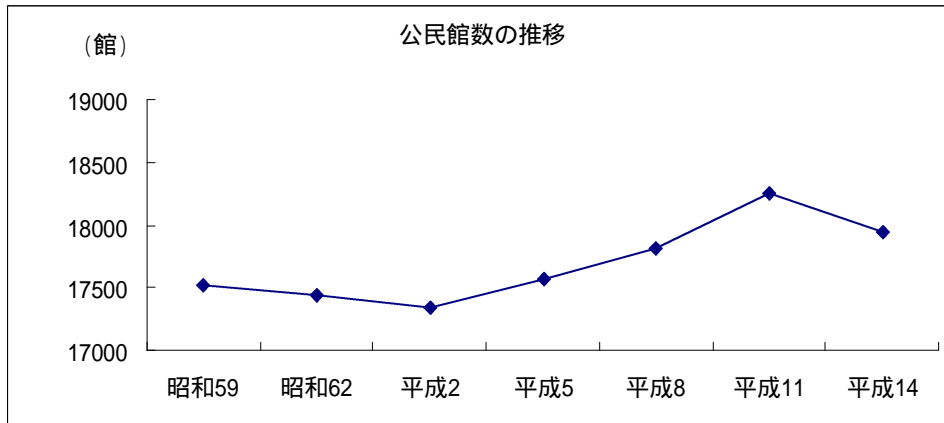
うち専任の職員数は約1万3,000人（1館当たりの平均職員数は約0.7人）

利用者総数（平成13年度） 約2.38億人

国民1人当たり年間約2回の利用。

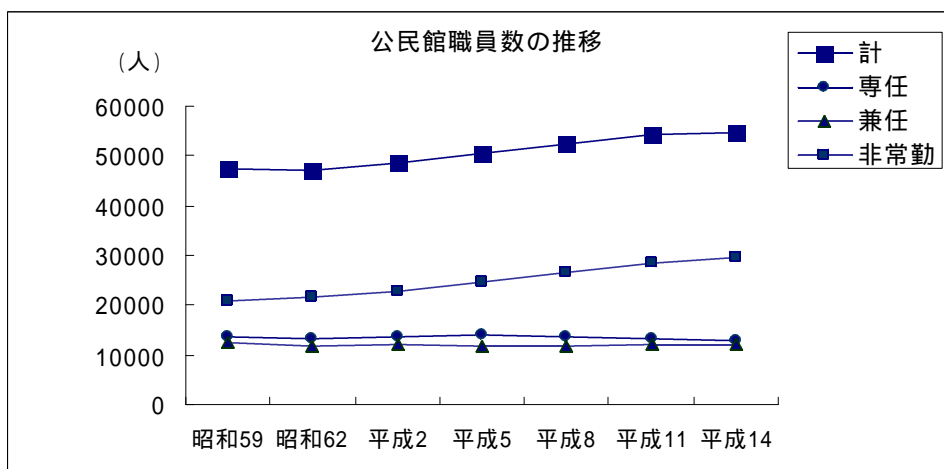
学級・講座数（平成13年度） 約34万1,000学級・講座

図 - 1 公民館数の推移



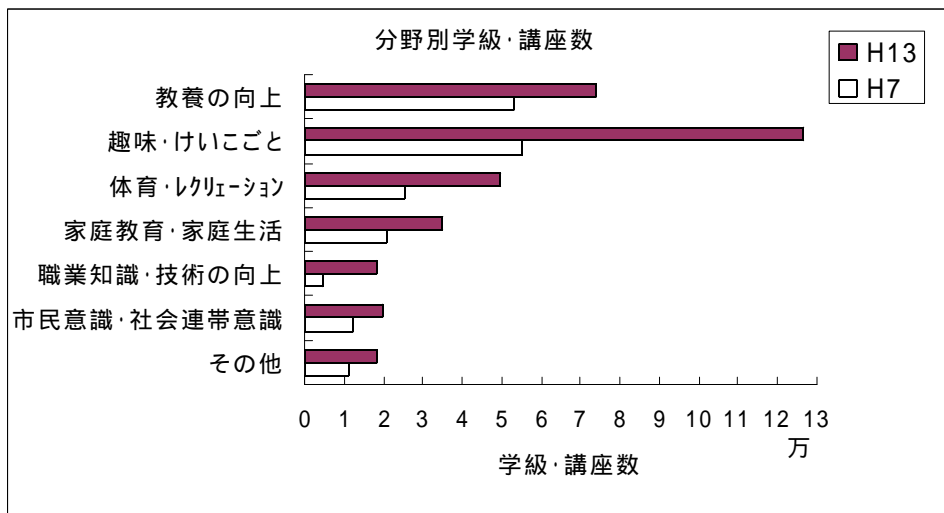
文部科学省「指定統計第83号社会教育調査報告書 平成11年度」、同「社会教育調査報告書 平成14年度」のデータを基に作成

図 - 2 公民館職員数の推移



文部科学省「指定統計第83号社会教育調査報告書 平成11年度」、同「社会教育調査報告書 平成14年度」のデータを基に作成

図 - 3 分野別学級・講座数（平成7年度・平成13年度の比較）



文部科学省「指定統計第83号社会教育調査報告書 平成11年度」、同「社会教育調査報告書 平成14年度」のデータを基に作成

公民館職員全体に占める専任職員の割合はおよそ24%に過ぎず、これまで一貫して減少傾向が続いてきた。こうした中で全国の公民館で開設される学級・講座の数は増加の一途をたどっており、現在の公民館の現状を垣間見ることができる。

## (2) 公民館をめぐる法令等の動向

### ア 社会教育法の改正

公民館の目的、設置、運営等に関しては、社会教育法第5章において定められているが、これまでに何度かの改正を経て現在に至っている。

最近では、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年)の制定を受け、自治体により自主的に事業を展開することができるよう、平成11年7月に改正が行われている。公民館に関しては、公民館運営審議会の必置規定が廃止されて任意設置となり、委員の構成も弾力化されることとなった。

また、平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」や、平成12年の教育改革国民会議による報告「教育を変える17の提案」等を踏まえて平成13年7月にも改正が行われた。その主な内容は

- (ア) 家庭教育の向上のための社会教育行政の体制の整備
- (イ) ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進
- (ウ) 社会教育主事の資格要件の緩和
- (エ) 社会教育行政と学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上への配慮に関する規定を置く

というものであり、公民館運営審議会の委員に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を委嘱できるとした。

### イ 「公民館の設置及び運営に関する基準」の改正

上記の生涯学習審議会答申(平成10年)では、「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和34年文部省告示)に関して、地域に密着した活動が求められる公民館に対して画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないとして、「今後、こうした基準については、公民館の必要とすべき内容を極力大綱化・弾力化するように検討する必要がある」と提言した。これを受け、所要の見直しが行われ、平成15年6月に改正された。見直しの主なポイントは以下のとおりである。

- (ア) 大綱化・弾力化への対応
  - 面積に係る規定や、必要とされる施設・設備における定量的な内容を見直し、地域の実情に応じて備えられるようにする。
- (イ) 時代の変化に伴って生じた新たな役割への対応
  - これについては次項で取り上げる。
- (ウ) その他
  - 公民館職員の資質及び能力の向上を図るため、研修機会の充実に努める。
  - 事業における水準の向上や公民館の目的を達成するため、自己点検・自己評価に努める。

### ウ 指定管理者制度

平成15年6月、地方自治法が改正された。これにより、それまでの管理委託制度が廃止され、自治体の指定を受けた団体・機関(民間を含む)が管理を代行する指定管理者制度へ移行することとなったのである。

- (ア) 「管理委託制度」(平成3年地方自治法改正)
  - 地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を管理受託者(地方公共

団体の出資法人、公共団体及び公共的団体)が執行。

(1) 「指定管理者制度」(平成15年地方自治法改正)

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」(株式会社等の民間営利事業者を含めた者に対し指定を行うことが可能。指定を受ける者に制限はなし)が、管理の代行を行う。

図 - 4 管理委託制度と指定管理者制度の主な相違点

	管理委託制度	指定管理者制度
対象となる団体	公共団体及び公共的団体 普通地方公共団体が出資している法人で 政令で定めるもの	に 民間団体を加える
手続き	自治体との「契約」に基づいて施設管理に 係る事務事業を行う	申請に基づく「指定」 施設管理に関する権限を委任(代行)
委ねられる内容	利用申込書の受理、利用許可書の交付、 入場券の検認など非権力的性格の業務	に 利用許可など権力的性格の業 務の一部を加える

最近の法改正等により、公民館の運営は様々な点で弾力化されるようになった。開館時間の延長もその一例であろう。また、ボランティアの養成、NPOとの連携、ITの活用等、時代の変化に応じた対応が求められている。同時に、そこには指定管理者制度に代表される「官から民へ」の流れが強く感られる。

### 3 公民館の役割と職員の専門性

(1) 公民館に求められる新たな役割

昭和38年、文部省社会教育局による「進展する社会と公民館の運営」は、公民館の果たすべき役割として次の4点を挙げている。

- 地域住民のすべてに奉仕する、開放的な、生活のための学習や文化活動の場
- 人々の日常生活から生ずる問題の解決を助ける場
- 他の専門的な施設や機関と住民との結び目となるもの
- 地域住民の人間関係を適切にする、仲間づくりの場

いずれも公民館の基本的な在り方と言えるが、その後も、公民館には時代の変化に対応した、新たな役割が求められ続けてきた。以下は、その主な答申等である。

ア 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」  
(昭和46年)

公民館の新しい役割として「コミュニティ・センターの性格を含む広い意味での社会教育の中心施設として、地域住民の各種の日常的学習要求に応えながら特に新しいコミュニティの形成と人間性の伸長に果たす役割」を重視しなければならないとしている。

イ 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会「公民館の整備・運営の在り方について」  
(平成3年)

生涯学習時代における公民館活動の在り方として、次のように述べている。

- (ア) 公民館活動の多様化・活発化  
多様な学習機会の提供

自発的な学習活動の援助

学習成果活用の場の配慮

- (イ) 学習情報提供・相談機能の充実
- (ウ) 地域活動の拠点としての役割
- (I) 生涯学習関連施設との連携

ウ 生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」  
(平成10年)

「今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受け入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。」とした上で、「公民館は、住民と日常的、恒常的に接する社会教育の場であることから、学習機会の提供のみならず地域の課題の調査分析能力や住民ニーズを的確に把握する能力を持つことが期待される。」と述べている。

エ 「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年改正)

改正により、時代の変化に伴って生じた新たな役割への対応として

地域の学習拠点としての役割を明確化し、NPO等と共に講座を企画・立案することなどにより多様な学習機会の提供に努める。

地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを活用し、学習情報の提供の充実に努める。

家庭教育に関する学習機会、学習情報の提供、相談・助言、交流機会の提供等により家庭教育支援の充実に努める。

ボランティア養成の研修会の開催や、奉仕活動・体験活動に関する学習機会・学習情報の提供の充実に努める。

夜間開館の実施など、開館日、開館時間の設定に当たっては地域住民の便宜を図るとともに、高齢者、障害者その他の様々な人の利用の促進を図るために必要な施設及び設備を整備する。

等の規定が追加されている。

オ 市町村合併

合併特例法の期限を平成17年3月に控え、県内各地でも合併に向けた動きが加速している。中央教育審議会生涯学習分科会の「今後の生涯学習の振興方策について(審議経過の報告)」(平成16年)では、市町村合併に関連して「地域に密着している公民館等の従来のメリットを大切にしながら、合併によって新たに生まれた市等の中での公民館や図書館同士の連携の強化等を図る」ことが重要であるとしている。

(2) 公民館職員に求められる専門性

以上のような役割を求められている公民館であるが、そこで働く職員にはどのような力量が期待されているのか、法令等を中心にみることにする。

ア 全国公民館連合会「公民館のあるべき姿と今日的指標 総集編」(昭和57年)

ここでは、公民館主事に求められている専門的教養の領域を

基礎部分(公民館経営論、社会教育概説、教育原理など)

専門部分(成人教育、青少年教育、視聴覚教育、体育、レクリエーションなど)

一般教養

演習

に分類している。さらに、主事の職務について次の3点を強調している。

プログラマー（学習内容の組み立て編成者）

カウンセラー（学習文化活動全般についての援助相談の専門員）

コミュニティ・オルガナイザー（地域の教育力を組織化し活性化する役割）

イ 社会教育審議会答申（昭和46年）

公民館主事について「社会教育に関する識見や経験と公民館事業の企画と展開に関する専門的な知識・技術が必要とされる」とした上で、「これらの職員についても、社会教育主事に要請される専門性が同様に必要とされると考えられるので、公民館の主事や青年の家の指導者に社会教育主事の資格をもって充てることとする必要がある」としている。

では、社会教育主事に要請される専門性とはどのようなものであろうか。

ウ 社会教育法第9条の3

「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」

エ 社会教育審議会成人教育分科会「社会教育主事の養成について（報告）」（昭和61年）

社会教育主事に求められる資質・能力として

学習課題の把握と企画立案の能力

コミュニケーションの能力

組織化援助の能力

調整者としての能力

幅広い視野と探求心

を挙げている。また、宇都宮大学教授の廣瀬隆人氏はこの5つについて、「社会教育主事固有の資質と能力というより、公民館職員をはじめとする社会教育・生涯学習関係職員に共有しうるものである」と述べている。

オ 生涯学習審議会答申（平成10年）

住民の学習活動の多様化・高度化、社会教育行政以外の首長部局や民間から提供される学習機会に対応するため、今後の社会教育主事は、より広範な住民の学習活動を視野に入れて職務に従事する必要があるとし、

様々な場所で行われている社会教育関連事業への協力

学習活動全般に関する企画・コーディネート機能

といった役割を担うことも期待している。

この他に、川村学園女子大学教授の齋藤哲瑯氏は「生涯学習の支援論」（共著）の中で、「公民館の専門的職員としての館長や主事には、教育・健康・生活文化・福祉などの日常生活に関する事業の企画に加えて、講座・講習会・資料提供、レクリエーション等の開催など、地域の人々の多方面にわたる学習要求に柔軟かつ適切に対応できるような能力が求められている」と述べており、地域住民の学習ニーズを的確に把握し、それを事業に反映させる力量の大切さを指摘している。

(3) 他の社会教育専門的職員の位置付け

博物館及び図書館は、公民館とともに代表的な社会教育施設である。それぞれの専門的職員である学芸員、司書の位置付けを公民館主事と比較してみる。



## 学芸員

### 法的根拠

博物館法第4条3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

- 2 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

### 資格

博物館法第5条で規定されている。「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」等である。

## 司書

### 法的根拠

図書館法第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

### 資格等

資格については図書館法第5条で規定されている。「大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了した者」等である。また、講習に関しては第6条により、講習は大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行い、履修すべき科目、単位等は文部科学省令で定められている。

## 公民館主事

### 法的根拠

社会教育法第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施に当たる。

### 資格等

特に定められていない。「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年改正)第8条では、館長及び主事について「社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努める」としている。

「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」(平成8年)

生涯学習審議会社会教育分科審議会によるこの報告では、社会教育主事とともに学芸員及び司書の養成、研修等について、

養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

研修内容の充実と研修体制の整備

高度な専門性の評価

等を基本的方向と位置付け、これら専門的職員養成の強化の必要性を訴えている。

また、特に社会教育主事に関する研修体制の整備として、次のような提言を行っている。

国・都道府県・市町村の各段階における研修の有機的連携

社会教育主事の研修歴の適切な評価

学芸員、司書と共通の研修機会による相互理解や交流

これに対し、公民館主事については、「研修機会の得にくい社会教育関係職員」であるとし、その資質向上のために「これらの研修を活用することも望まれる」としている。

#### (4) 公民館職員養成の必要性

これまでみてきたように、公民館が果たすべき役割は、時代とともに変化してきた。特に生涯学習時代の中で、その役割は多様化、拡大化しており、常に地域の課題や住民のニーズを把握した活動が求められている。そして、職員に求められる専門性も同様に多様化の傾向が認められる。公民館運営等に関する基本的な知識に加え、事業に関わる分野や領域も環境、男女共同参画、ボランティア、IT等、以前に比べると非常に広範囲に及び、これに対応できる知識・技術が必要とされるようになってきた。

こうした状況の中で、公民館の運営や事業の企画立案などといった従来から求められてきた知識や技術に加え、現代の公民館職員に求められる力として、特に

情報収集の力

コミュニケーションの力

コーディネート力

が重要であると考えられる。それぞれ、地域課題や住民ニーズを把握するため、地域住民に理解される公民館であるため、そして団体や住民の効果的な学習活動を促進させるために必要な力であり、それは現代の公民館が期待されている役割と一致すると言える。

しかし、先に述べたように同じ社会教育関係職員である学芸員及び司書は、社会教育主事と同様に専門的職員としての法的な位置付けがなされており、それぞれ資格要件が定められている。これに対し、公民館主事は、専門的職員と考えるには極めて曖昧な位置付けになっていると捉えざるを得ない。同時に、公民館主事としての研修体制も確立されているとは言い難い。

にも拘わらず、公民館主事には社会教育主事と同等の役割が期待されているのである。しかも、社会教育主事の公民館への配置が進んでいない現状を考え合わせると、公民館主事に限らず、公民館職員が研修等によって専門性を高めていくことは、今後ますます重要になると考えられる。

#### 4 県内における公民館職員養成の現状

これまで、公民館職員の養成の必要性を、公民館を取り巻いている状況の変化や答申、法令等からみてきた。これを受けて、本県の公民館では、職員の専門性を向上させるために、現在どのような取り組みがなされているか調査を行うこととした。

本調査では、県内の公民館長及び事業担当職員を対象にアンケート調査を依頼し、その実状と、併せて職員研修等についての意識を調べた。

##### (1) 公民館職員の研修に関する調査実施の概要

###### ア 調査対象

(ア) 岩手県内の公民館長（中央館及び地区館）

(イ) 事業担当職員（1名）

非常勤職員を含む

###### イ 調査方法

郵送調査法

###### ウ 調査期間

平成16年11月～12月

###### エ 回収率

(ア) 館長用 54.7%（147館 / 269館）

(イ) 事業担当職員用 54.7%（147館 / 269館）

ただし、269館の中には、職員が配置されていない公民館も含まれる。

##### (2) 調査結果の概要

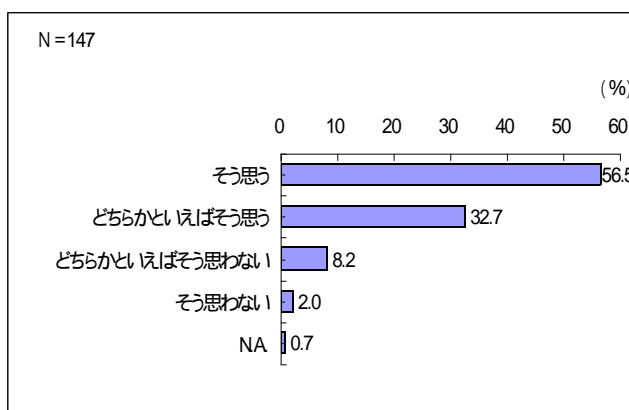
###### ア 公民館職員の職務に関する意識

(ア) 職務の多忙さに関する意識（館長、事業担当職員の回答）

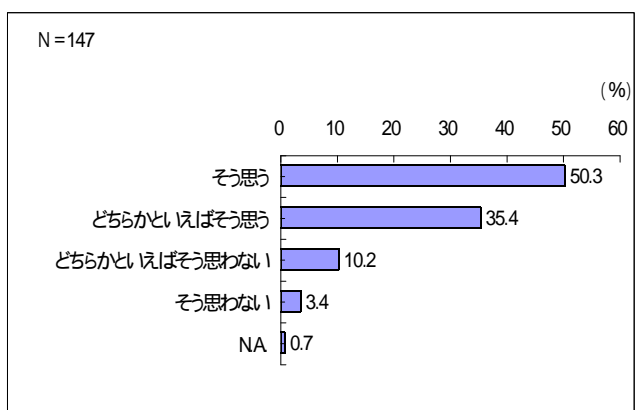
館長、事業担当職員ともに「そう思う」が過半数を占め、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、それぞれ89.2%（131人）、85.7%（126人）に及ぶ。

図 - 5 「公民館職員の職務は、多忙である」

（館長）



（事業担当職員）



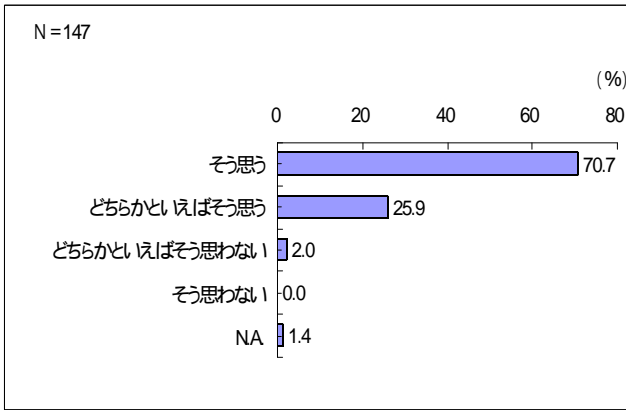
図中のN.A.は「無回答」の意。

(1) 職務の多様さに関する意識（館長、事業担当職員の回答）

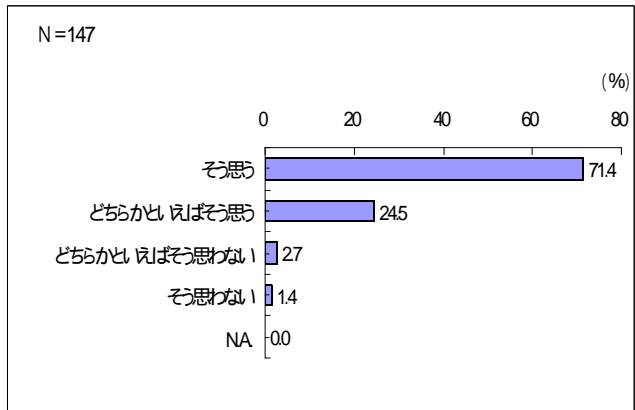
館長、事業担当職員ともに「そう思う」が70%を超え、「どちらかといえばそう思う」を合わせると95%を超える。

図 - 6 「公民館職員の職務は、多岐にわたっている」

（館長）



（事業担当職員）

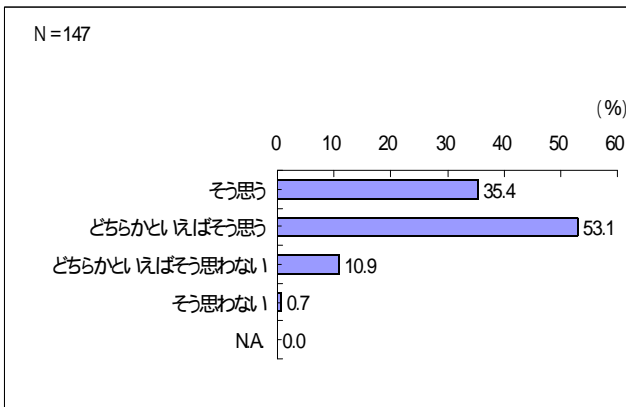


(ウ) 地域住民の理解度に関する意識（館長、事業担当職員の回答）

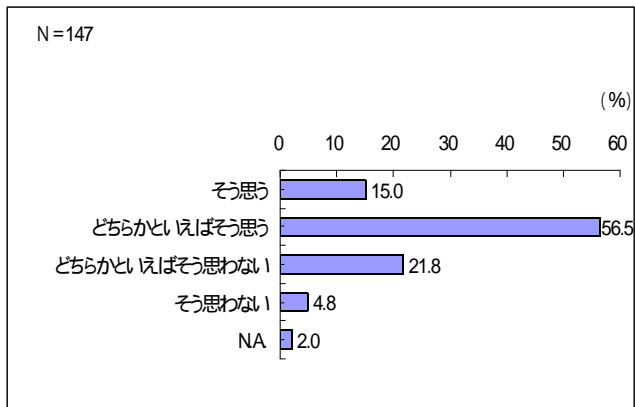
「そう思う」は館長が35.4%（52人）、事業担当職員で15.0%（22人）だが、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、それぞれ88.5%（130人）、71.5%（105人）に及ぶ。

図 - 7 「公民館職員の職務は、地域住民から理解されている」

（館長）



（事業担当職員）

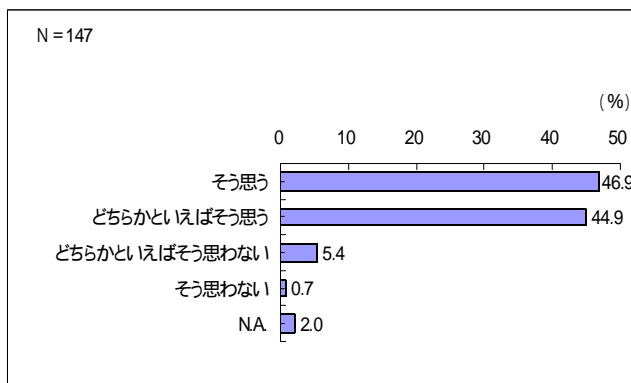


(I) やりがいに関する意識（館長、事業担当職員の回答）

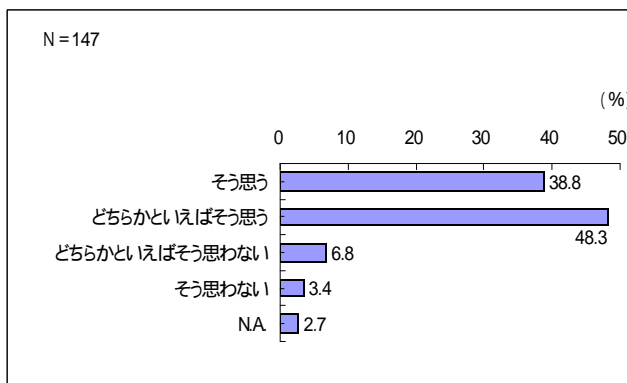
「そう思う」は館長が46.9%（69人）、事業担当職員で38.8%（57人）だが、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、それぞれ90%前後に及ぶ。

図 - 8 「公民館職員の職務は、やりがいがある」

（館長）



（事業担当職員）

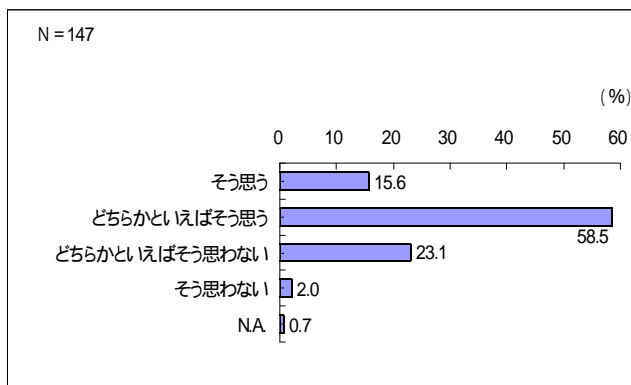


(オ) 適性に関する意識（館長、事業担当職員の回答）

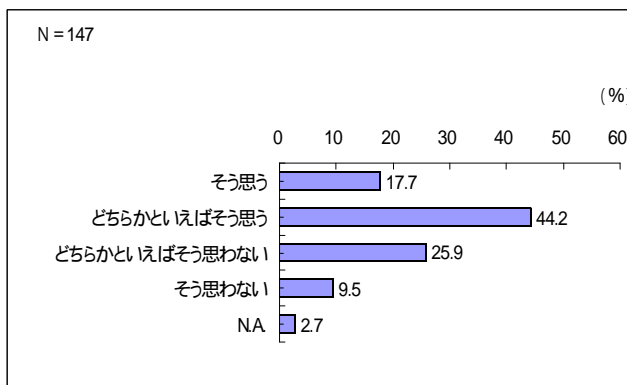
「そう思う」は館長が15.6%（23人）、事業担当職員で17.7%（26人）だが、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、それぞれ74.1%（109人）、61.9%（91人）となる。

図 - 9 「公民館職員の職務は、自分に向いている」

（館長）



（事業担当職員）

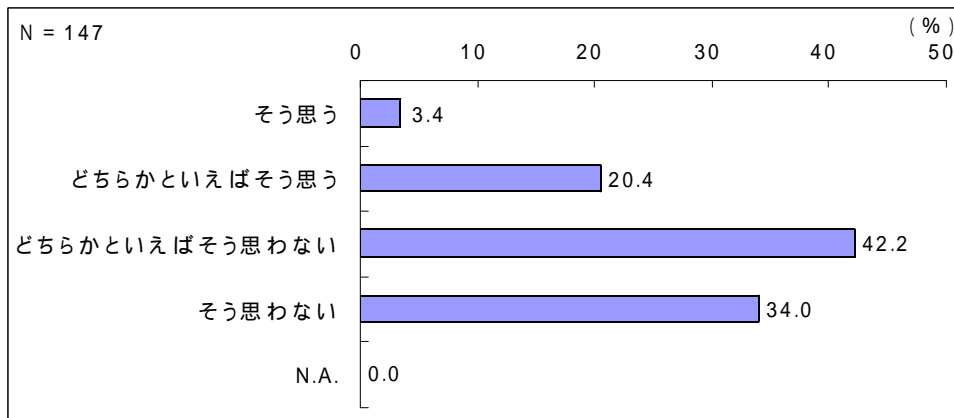


イ 公民館職員の専門性に関する意識

(ア) 自身の専門性の高さ（事業担当職員の回答）

「どちらかといえばそう思わない」42.2%（62人）「そう思わない」34.0%（50人）と続き、合わせると76.2%（112人）となる。（図は次頁）

図 - 10 「公民館職員としての専門性を備えていると思うか」(事業担当職員)



(1) 公民館に求められる専門性(館長) 身に付けたい専門性(事業担当職員の回答)  
館長、事業担当職員ともに「事業を企画立案、運営する力」の割合が最も高く、次いで「住民ニーズや学習課題を把握する力」となっている。

図 - 11 「公民館職員にはどのような専門性が求められるか」(館長)(複数回答)

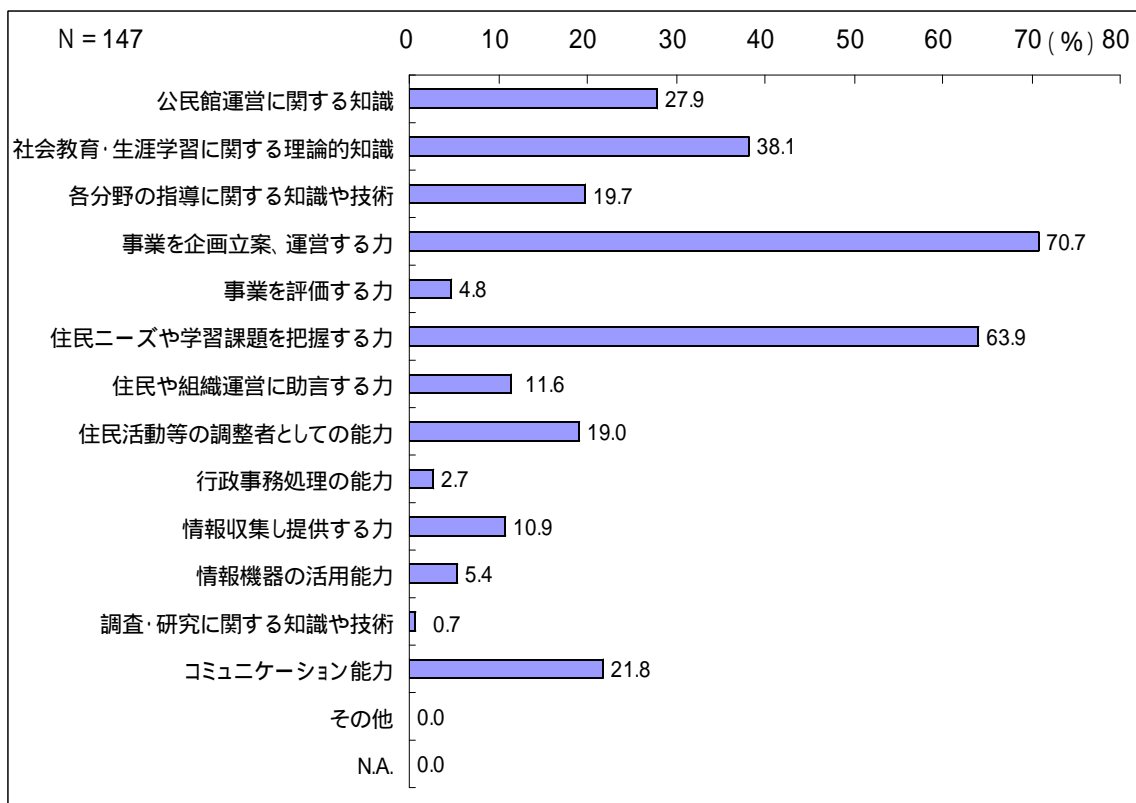
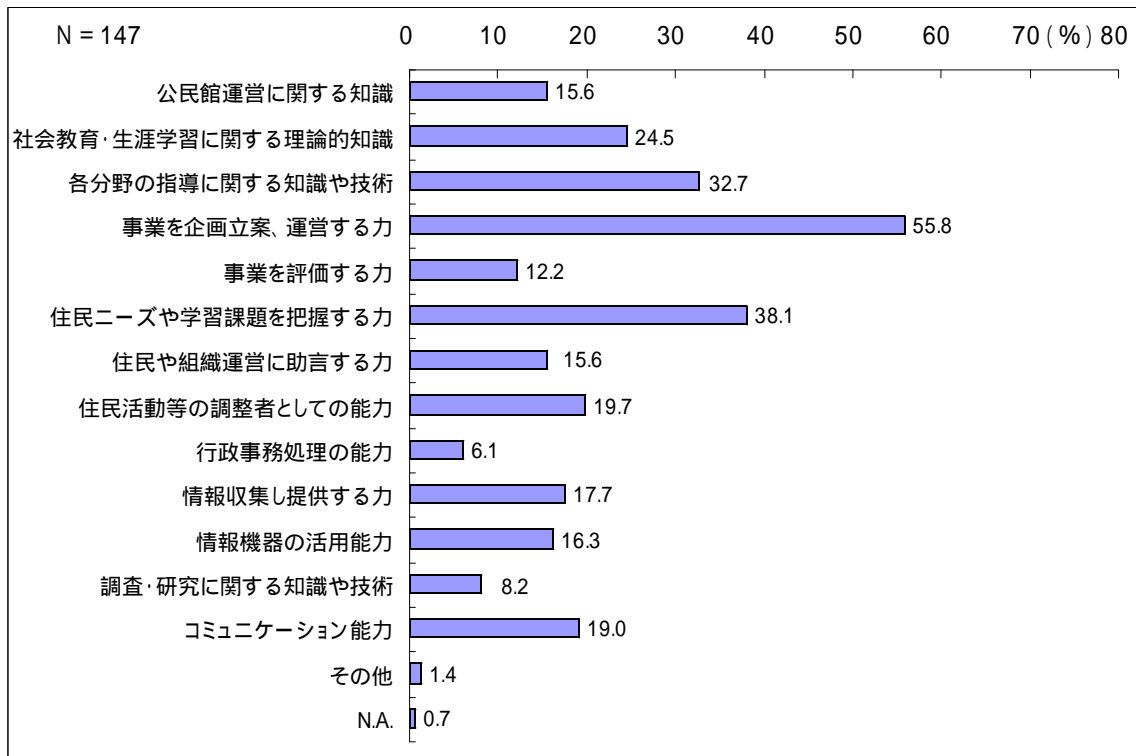


図 - 12 「現在身に付けたいと思っている専門性は何か」(事業担当職員)(複数回答)

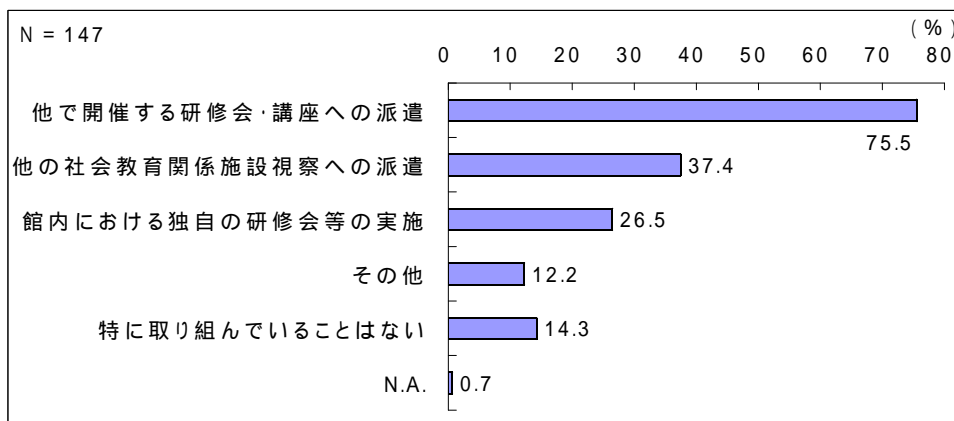


ウ 専門性を高めるための取り組み

(ア) 専門性向上のために取り組んでいること、有効な方法(館長の回答)

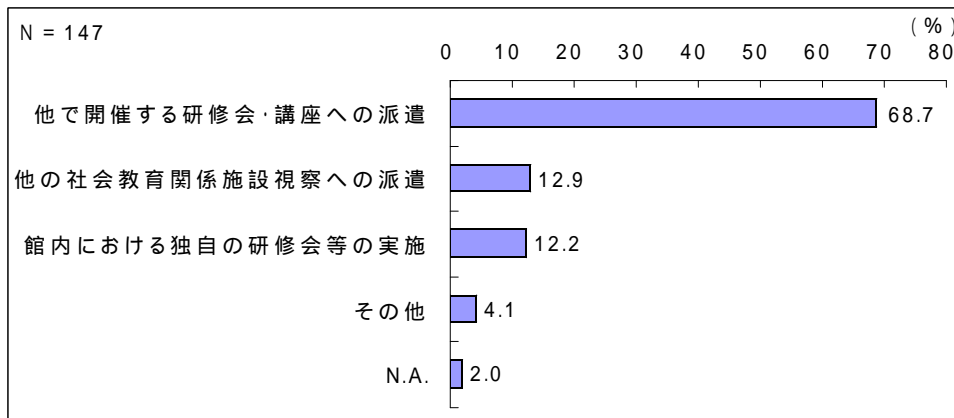
館長の75.5%(111人)が取り組みとして「他で開催される研修会・講座への派遣」と回答し、同様に68.7%(101人)がこれを「有効な方法」と回答している。

図 - 13 「職員の専門性向上のために取り組んでいること」(館長)(複数回答)



- その他
- ・市内他公民館職員との連携
  - ・関係団体等との交流
  - ・地域住民とのコミュニケーションによる情報収集力の向上
  - ・日常業務の中での指導 ほか

図 - 14 「職員の専門性向上のために最も有効な方法」(館長)(複数回答)



- その他
- ・地域住民との交流
  - ・日々の業務を常に評価し、次に生かす体制の整備
  - ・職員自身の意欲、自己研鑽 経験の積み重ね ほか

(1) 研修会・講座への参加状況(事業担当職員の回答)

最近1年間に研修会・講座に参加した職員の割合は70.1%(103人)である。「参加した」回答の内訳は「教育事務所管内規模に1回」「県内規模に1回」「市町村規模に1回」と続いている。

図 - 15 「最近1年間における研修会・講座への参加状況」(事業担当職員)

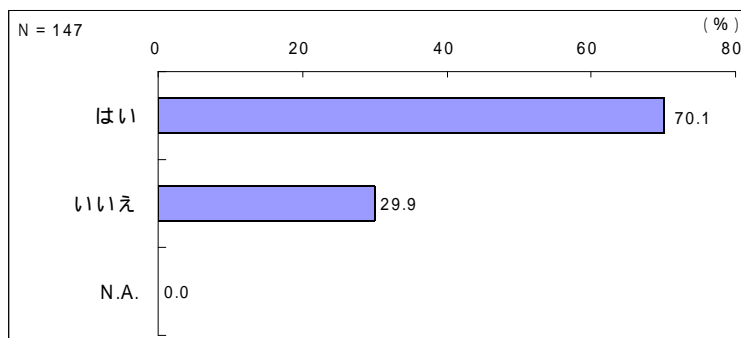
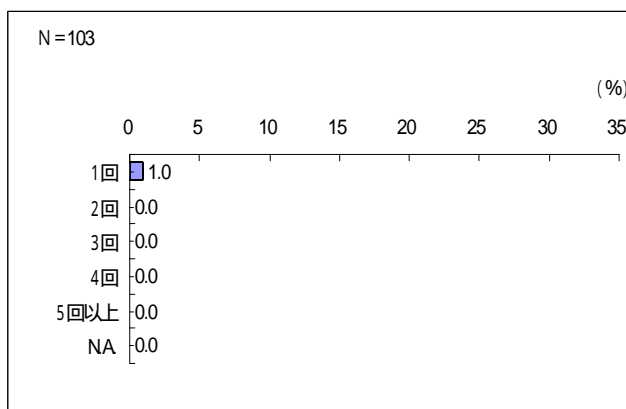
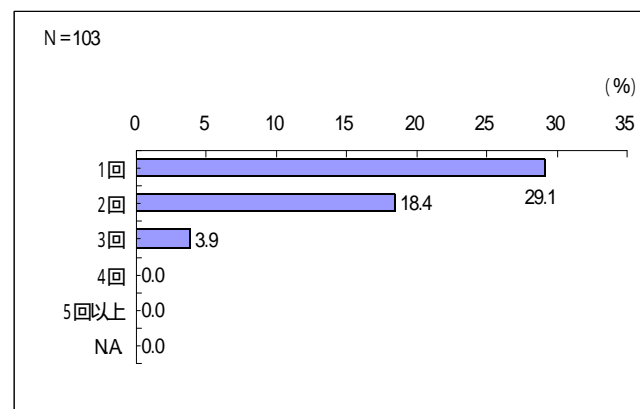


図 - 16 「参加した研修会・講座の規模と参加回数」(事業担当職員)(複数回答)

全国規模

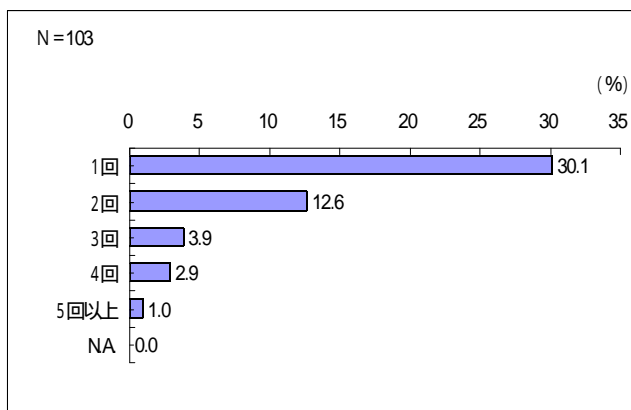


都道府県規模

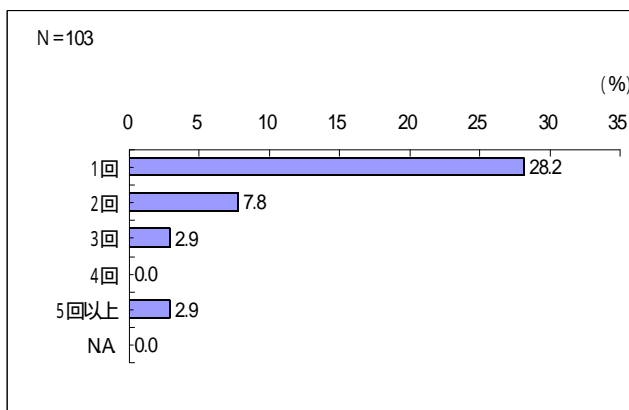




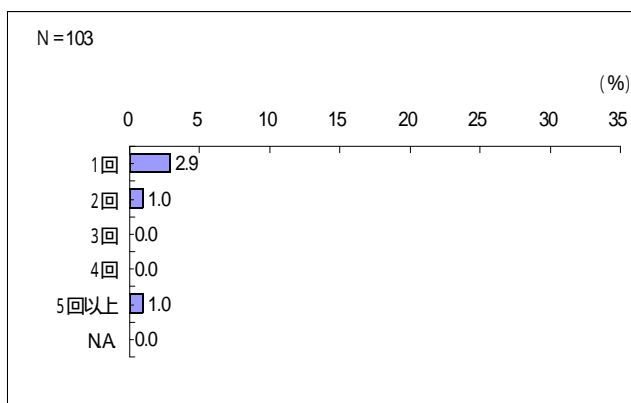
### 教育事務所管内規模



### 市町村規模



### その他



### (ウ) 研修会・講座の成果（事業担当職員の回答）

(イ)で研修会・講座に「参加した」と回答した職員のうち「どちらかといえば役に立った」55.3%（57人）「役に立った」27.2%（28人）と続き、合わせると82.5%（85人）となる。有意義だった研修プログラムとしては、「事例発表」65.0%（67人）が最も多く、「講義」47.6%（49人）「演習・ワークショップ」が35.0%（36人）と続いている。

図 - 17 「参加した研修会・講座の成果」（事業担当職員）

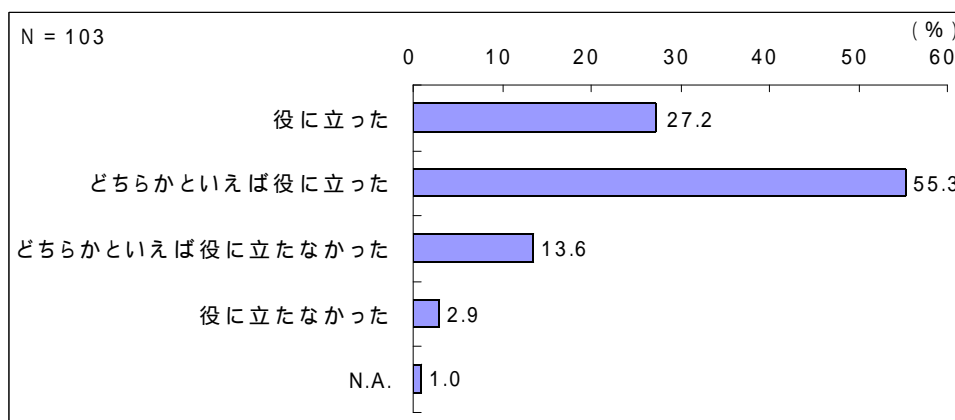
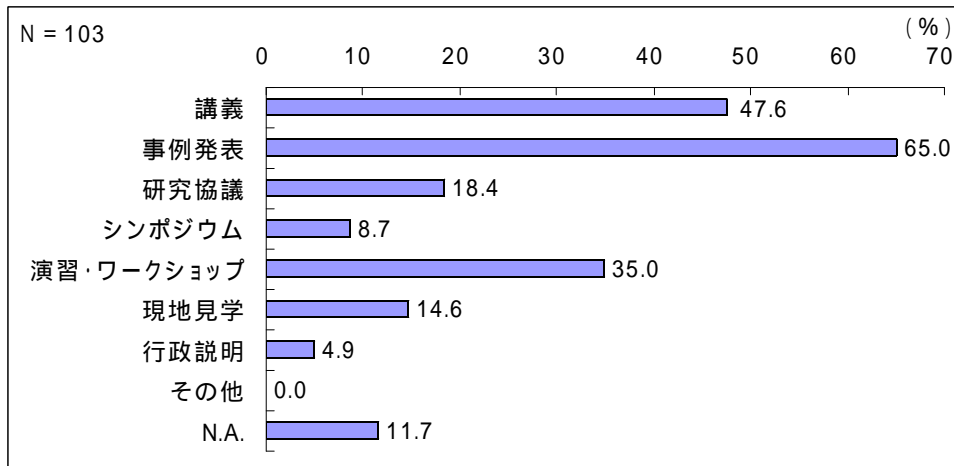


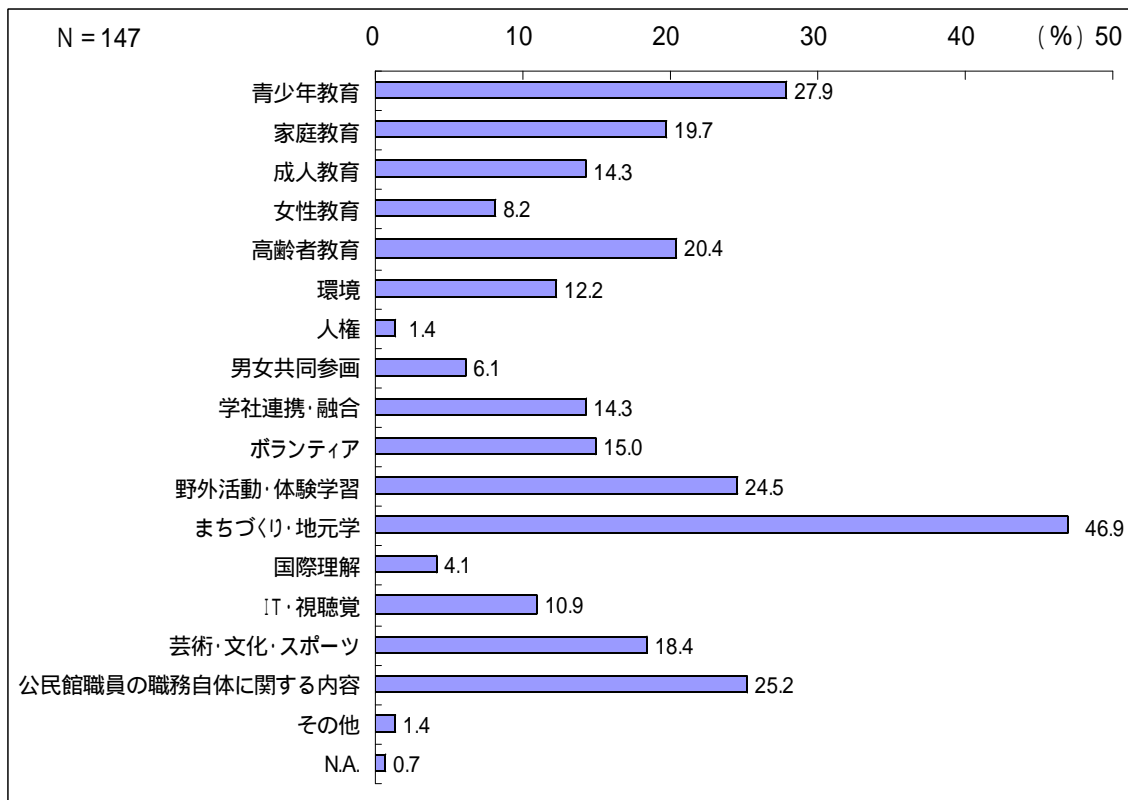
図 - 18 「有意義だった研修プログラム」(事業担当職員)(複数回答)



(I) 参加したい学習テーマ (事業担当職員の回答)

参加したい学習テーマは「まちづくり・地元学」が46.9% (69人)と最も多く、「青少年教育」27.9% (41人)「公務員の職務自体に関する内容」25.2% (37人)「野外活動・体験学習」24.5% (36人)と続いている。

図 - 19 「参加したい学習テーマ」(事業担当職員)



(オ) 研修会・講座への参加状況（事業担当職員の回答）

最近1年間に他施設への視察を行った職員の割合は34.7%（51人）である。「視察を行った」回答の内訳は「県内施設に1回」「東北地方他県の施設に1回」と続いている。

図 - 20 「最近1年間における視察の実施状況」（事業担当職員）

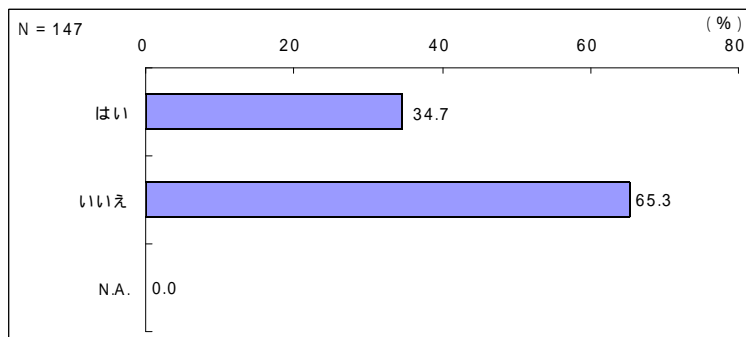
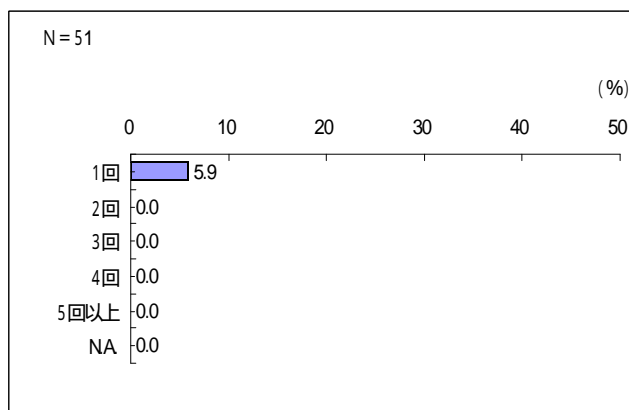
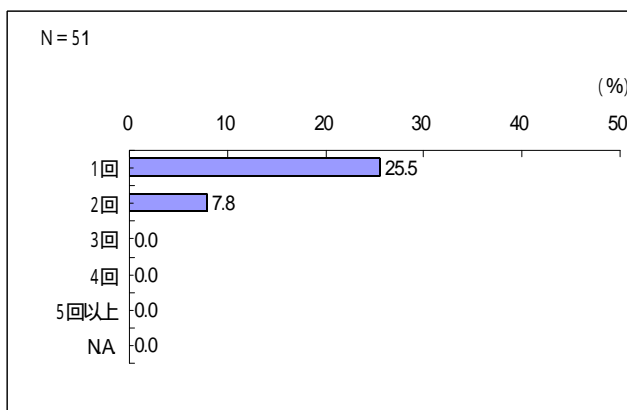


図 - 21 「視察先と視察回数」（事業担当職員）（複数回答）

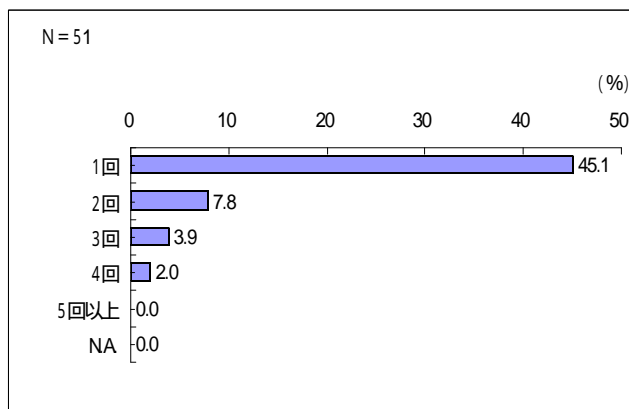
全国



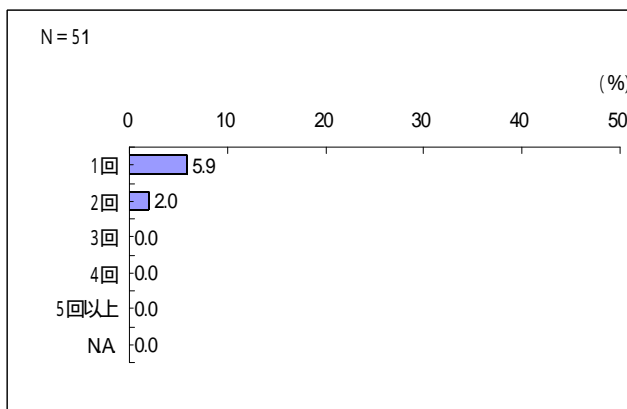
東北地方



岩手県内



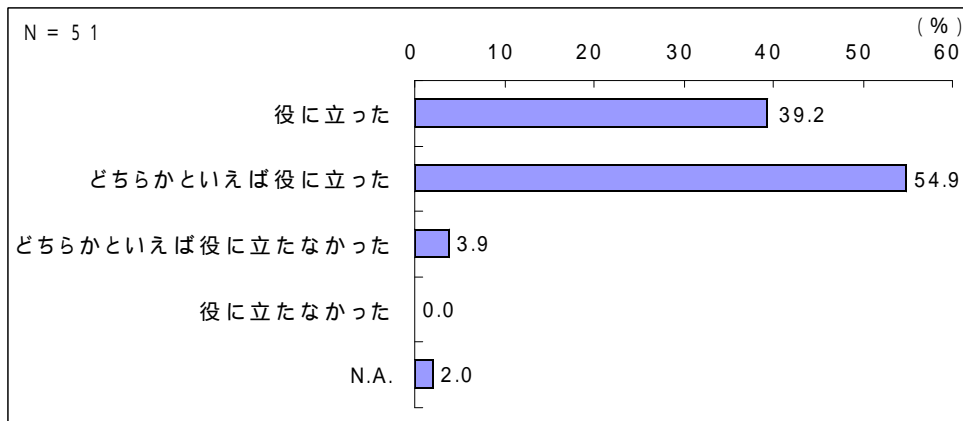
市町村内



(カ) 視察の成果（事業担当職員の回答）

(オ)で研修会・講座に「参加した」と回答した職員のうち「どちらかといえば役に立った」54.9%（28人）「役に立った」39.2%（20人）と続き、合わせると94.1%（48人）となる。（図は次頁）

図 - 22 「視察の成果」(事業担当職員)



(キ) 自己研鑽の状況(事業担当職員の回答)

「取り組んでいる」と回答した職員の割合は19.7%(29人)である。その主な内容は「専門書等で学習している」「インターネット等を活用して学習している」そして「学習グループやサークルに参加している」などである。

図 - 23 「専門性を高めるための自発的な取り組みの有無」(事業担当職員)

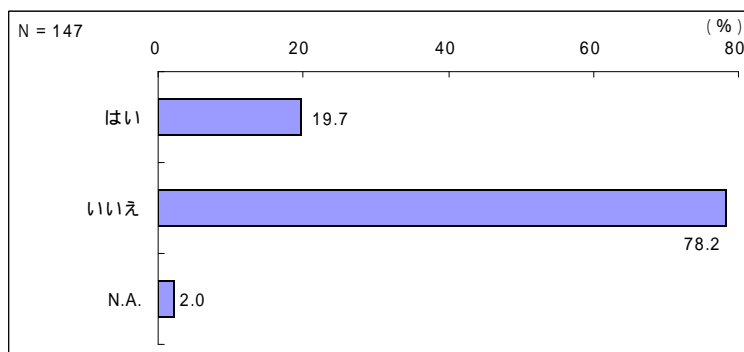
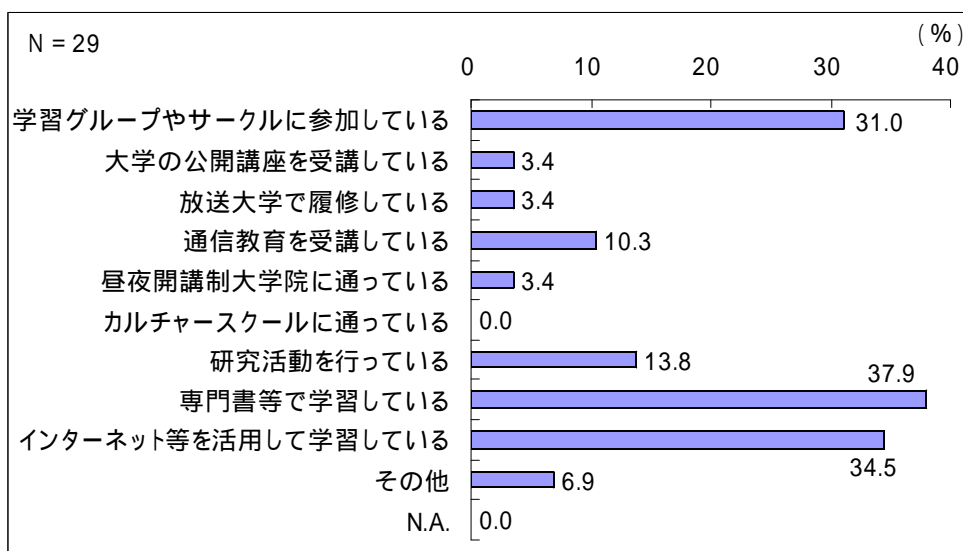


図 - 24 「自発的な取り組みの内容」(事業担当職員)(複数回答)

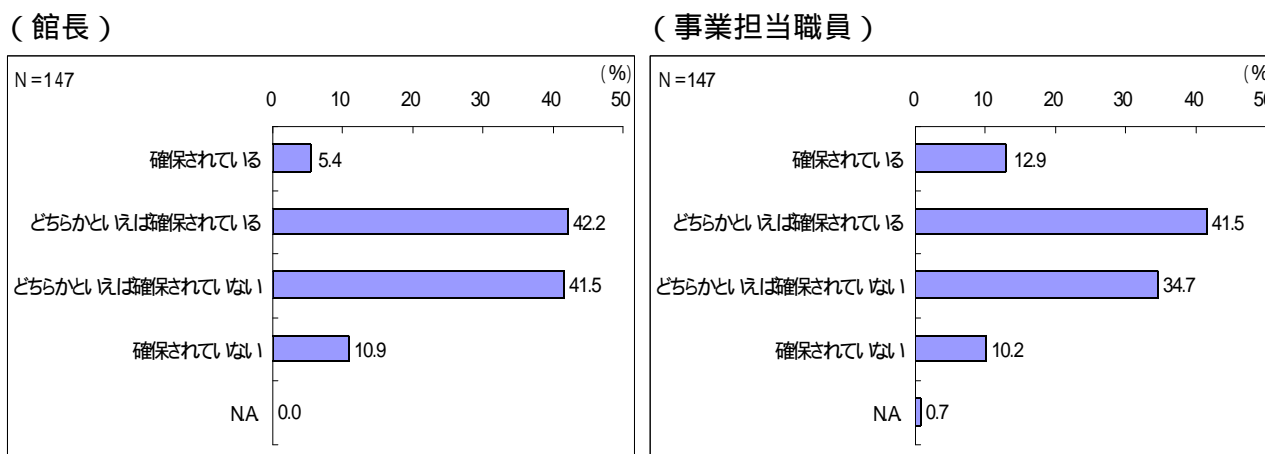


## エ 職場における研修機会確保の状況

### (ア) 職場における学習機会の確保（館長、事業担当職員の回答）

「確保されている」「どちらかといえば確保されている」の合計は館長が47.6%（70人）、事業担当職員では54.4%（80人）である。

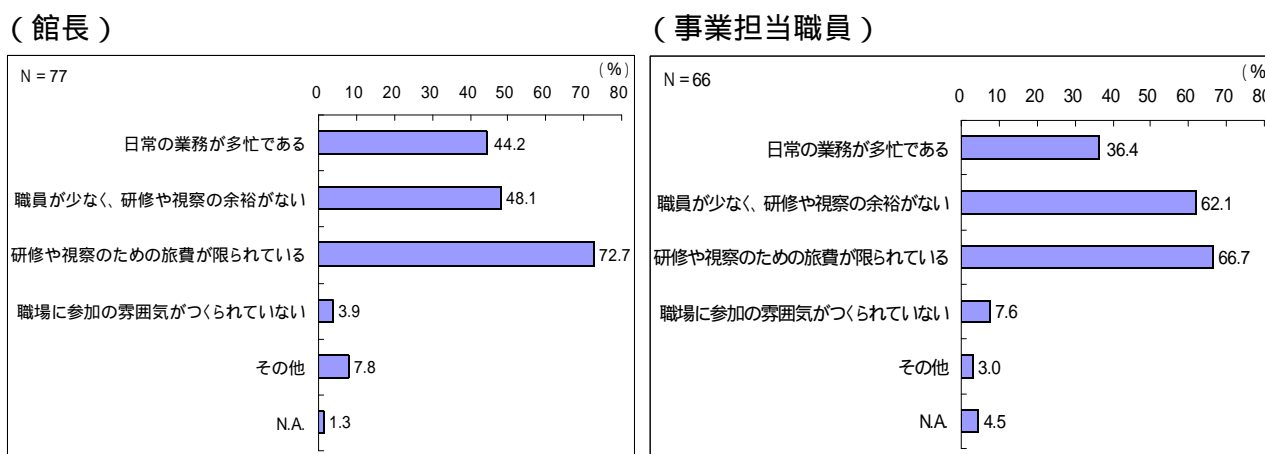
図 - 25 「職場における研修機会は確保されているか」



### (イ) 研修機会が確保されていない理由（館長、事業担当職員の回答）

(ア)で「確保されていない」「どちらかといえば確保されていない」と回答した職員のうち、館長、事業担当職員ともに「研修会への参加や視察のための旅費等が限られている」が最も多く、「職員数が少なく、研修会や視察を行う余裕がない」「日常の業務が多忙である」と続いている。

図 - 26 「研修機会が確保されていない理由」（複数回答）



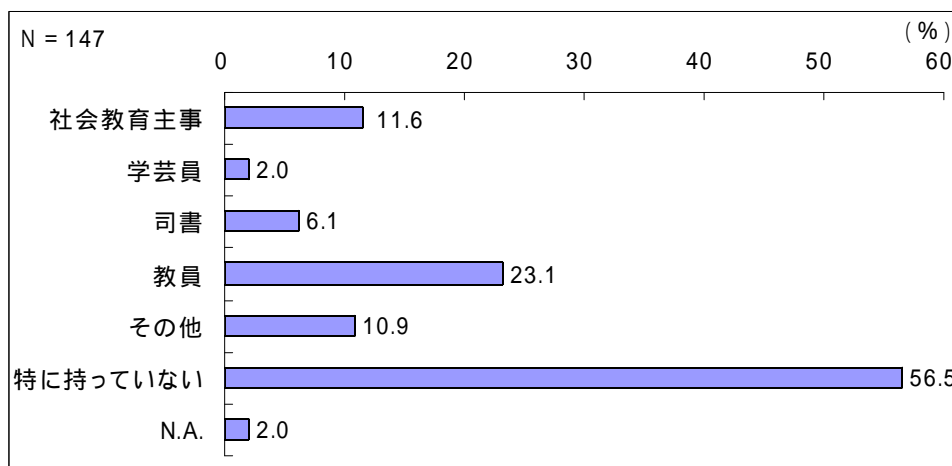
- その他
- ・ 研修会の機会そのものが少ない
  - ・ 研修計画が作られていない
  - ・ 正職員引き上げにより臨時職で対応しているため
  - ・ 独立館としての建物もなく、高齢の非常勤職員配置 ほか

オ 資格の取得状況と資格に関する意識

(ア) 現在持っている資格（事業担当職員の回答）

「教員」が23.1%（34人）、「社会教育主事」が11.6%（17人）である。「特に持っていない」は56.5%（83人）であった。

図 - 27 「現在持っている資格」（事業担当職員）（複数回答）



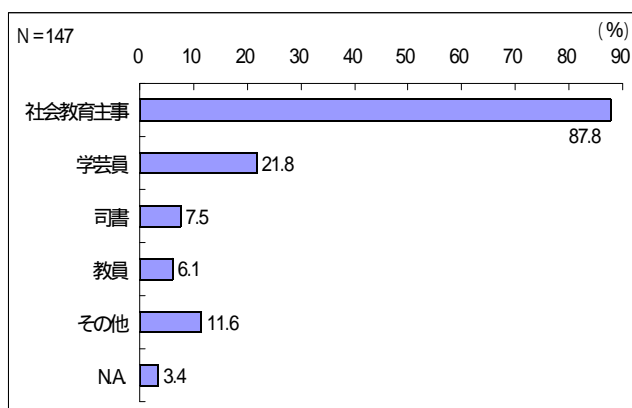
その他 ・生涯学習インストラクター  
 ・スポーツ指導員  
 ・16ミリ映写機操作技術  
 ・社会福祉主事 ほか

(イ) 専門性を高めるうえで有効と思われる資格（館長、事業担当職員の回答）

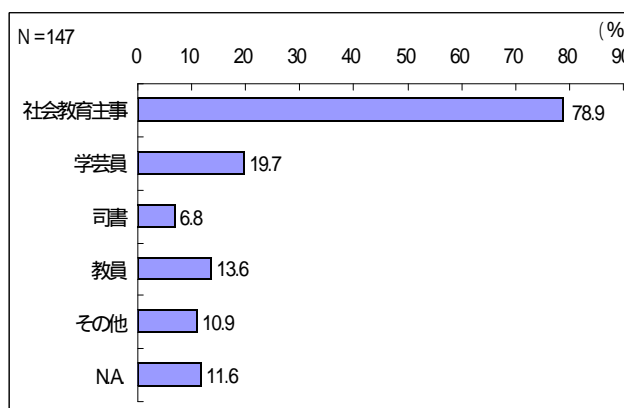
「社会教育主事」が館長で87.8%（129人）、事業担当職員では78.9%（116人）に達した。「その他」として、「資格よりも熱意と経験」といった回答が多かった。

図 - 28 「専門性を高めるうえで有効と思われる資格」（複数回答）

（館長）



（事業担当職員）



その他 ・生涯学習インストラクター  
 ・スポーツ指導員  
 ・レクリエーション指導員  
 ・社会教育においては、どのような資格も有効

## カ 専門性向上のために効果的な方法（自由記述）

類似の内容をグループ化すると、主に次のような回答が多数であった。

- (ア) 研修会・講座への派遣、参加
- (イ) 実践的、体験的な研修
- (ウ) 職員の意識、意欲を高めるための研修
- (エ) 他公民館職員との交流、ネットワーク化
- (オ) 地域住民とのコミュニケーションの形成
- (カ) 実践を通しての意欲や専門性の向上
- (キ) 先進事例の視察
- (ク) 社会教育主事の資格取得
- (ケ) 安定した職員の配置（非常勤、異動等の問題）

## (3) 調査結果のまとめ

### ア 公民館職員の職務に関する意識

多忙であるにもかかわらず、多くの職員は「やりがい」を感じ、地域の理解を得ながら、公民館の職務に当たっている。

9割近くの公民館職員が、その職務を「多忙」であると感じている。館長、事業担当職員ともにほぼ同じ傾向がみられる。また、その内容は多岐にわたっているとの回答も9割を大きく上回っており、これも、館長と事業担当者との間に差はみられない。いずれも、公民館の業務が多様化している実態が反映された形となっている。

しかし、このような厳しい状況にもかかわらず、同じく9割に及ぶ館長、事業担当職員が公民館の業務に対し「やりがい」を感じている。公民館を取り巻く状況が大きく変化している中で、ほとんどの職員がこのような意識を持っていることは注目される。また、館長と事業担当職員とでは多少の差はあるものの、公民館は地域住民の理解をおおむね得られていると認識しており、このことも「やりがい」を感じる要因の一つとなっているのであろう。

一方、公民館の職務に対する自身の適性となると、「やりがい」に比べ数値はやや低下し、特に事業担当職員は6割程度にとどまっている。これには多分に謙遜も含まれているであろうが、イで述べる「専門性」に関する意識との関連が考えられる。

### イ 公民館職員の専門性に関する意識

多くの職員が、自身の「専門性」が不足していると捉えているが、同時に「住民ニーズを把握する力」や「事業の立案・運営力」を高めたいと考えている。

事業担当職員の8割近くが自身の「専門性」について不十分であるという認識を持っている。しかし、同時に職員の多くが様々な点で専門性を高めたいと考えている。

職員が現在身に付けたい「専門性」として最も多かったものは「事業を企画立案、運営する力」であり、次いで「住民ニーズや学習課題を把握する力」であった。これは、館長

が職員に期待する「専門性」の回答と全く同じ結果となった。いずれも実践的かつ基本的な項目と言え、館長、事業担当職員ともに住民の要求を的確に把握し、それを事業に効果的に反映させることによって、地域に密着した公民館にしていきたいという思いを感じ取ることができる。

なお、これら2つの回答に続く「専門性」として、館長は「社会教育・生涯学習に関する理論的知識」を、事業担当職員は「各分野の指導に関する知識や技術」を挙げている。それぞれの立場の違いが表れた回答と言える。

#### ウ 専門性を高めるための取り組み

館長の多くが、研修会・講座への参加が効果的と考えている。参加の機会は限られているが、その中で参加した職員は、視察を含め「有意義だった」と感じており、特に具体的な参加型の学習プログラムを評価している。

多くの館長が、職員の専門性を高めるために何らかの取り組みを行っている。その中でも、「研修会や講座への派遣」との回答が最も多かった。この「研修会・講座」は最も有効な方法としても高く評価されている。館内における独自の取り組みを行っている例は多くないが、日々の業務の中で、地域住民や諸団体との交流を通して培われるものであるとの声も聞かれる。

こうした館長の実証するように、最近1年間に何らかの研修会や講座に参加した事業担当職員の割合は7割に上っている。「県内の研修会・講座に年に1～2回参加」というのが、平均的な参加状況のようである。それでも、参加した職員の8割以上が「役に立った」と感じており、評価の高い学習プログラムは、定番の講義は別として、事例発表や演習・ワークショップといった具体的な参加型のメニューが目立った。「参加したい学習テーマとしては、「まちづくり・地元学」や「青少年教育」等が挙げられ、現在公民館で力を入れている、または取り組もうとしている事業を反映した結果となっている。

他施設の視察については、最近1年間の実績が3割強と、研修会・講座に比べると機会が少ないことがわかる。しかし、視察を行った職員の9割強が成果を感じている。施設や事業例を実際に目で確かめることのできる視察は、具体的な参加型の学習を望む職員にとって、格好の学習機会と言える。

一方で、専門性を高めるために自発的な学習に取り組んでいる事業担当職員は2割弱にとどまっている。その内容を見ても、講座の受講や学習サークルへの参加といった対外的なものよりも、家庭での学習等、時間や場所を指定されないものの割合が高い。多忙な公民館職員にとって、自己研鑽の機会を確保することはなかなか難しい現実が表れている。

#### エ 職場における研修機会確保の状況

職場で研修機会が確保されない理由は、参加のための旅費が限られ、職員数が少なく多忙なためである。

職場（公民館）における研修機会が確保されているか否かについては、館長、事業担当



職員ともに意見が分かれている。どの程度を「確保されている」とみるかは多分に主観的要素が含まれるので一概には言えないが、「確保されていない」理由としては、旅費が限られていること、職員数が少なく、そして多忙であるため研修の余裕がないことが挙げられる。また、研修会の機会が少ない、非常勤体制では難しい、といった声もあった。研修をしたくても思うようにできない公民館職員の現状が見受けられる。

#### オ 資格の取得状況と資格に関する意識

社会教育に関連する資格を持っている職員は多くないが、社会教育主事の資格は専門性を高める上で有効と考えている。同時に、職員自身が意欲や熱意を持つことが重要である。

公民館職員は、短期間で異動する機会が多いため、専門的資格を持つ職員の割合は高くない。本調査でも、過半数が「特に持っていない」と回答している。その分、「資格よりも意欲と経験」といった意見も目立った。他の質問に比べ、特に事業担当職員に無回答が多いことはこうした理由のためと考えられる。

しかし同時に、有効な資格として「社会教育主事」を挙げた割合は館長で9割、事業担当職員で8割に達した。現場での経験を積み重ねていくことが極めて重要であると同時に、社会教育主事が持つであろう専門性への期待も大きいことが伺える。

また、質問の選択肢以外に、生涯学習インストラクター、レクリエーション指導員といった資格を挙げた回答もみられた。

#### カ 専門性向上のために効果的な方法

実践的、体験的な研修が重要。また、知識だけではなく、他公民館職員との連携や地域住民・諸団体とのコミュニケーションを通して、公民館職員としての意識や意欲を高めていく必要がある。

自由記述のため、数多くの回答が寄せられた。効果的な方法として最も多かったのが「研修会・講座への参加」である。しかし、これまでのように講演や講義中心の受け身的なものではなく、より現場に近く、参加者自らが考え、参加する内容であることが期待されている。研修会・講座に関わる回答の中には「実践的」「実務的」「体験的」そして「参加型」といった表現が多くみられた。また、研修の在り方として、単発的ではなく、継続的、段階的な研修機会の設定が必要であるといった意見も多かった。

研修会・講座と併せて特に目立った回答として挙げられるのが、他の公民館職員との交流研修等を望む声である。同一市町村内、あるいは近隣市町村の公民館職員で研修の機会を設定し、情報交換を通して横のネットワークを形成することが、専門性の向上に必要であるといった意見が多く寄せられた。お互いの公民館の実情を理解し合い、また喜びや悩みを共有し合いながら、同じ公民館職員として高め合っていきたいという思いが感じられる。

職員の意識昂揚が重要とする意見も多い。言うまでもなく研修会・講座への参加はその有効な手段であるが、これに加えて、地域との関わりを通して、公民館職員としての自覚

や喜びを感じ取っていくことを示唆する回答が多く寄せられた。諸団体の行事や会合への参加などを通して、地域住民とのコミュニケーションを図り、情報収集力を高めることなどが、結果的には意識のみならず専門性の向上にも結びついていく、というものである。

この他に多く挙げられた意見としては、先進事例の視察や職場での経験を通じた専門性の向上、社会教育主事の資格取得などがあった。一方で、職員の異動周期の短さや非常勤職員の勤務条件等を例に、職員の効果的な配置こそが専門性向上に欠かせないとする回答も少なくなかった。

#### (4) 研修に求められる視点

本調査から、本県の公民館における職員研修の実態と、職員の意識等の傾向がある程度明らかになったと考えられる。職務が多様化、多忙化している中で、多くの職員が実践的で継続的な研修を望んでいる。同時に、他の公民館職員との交流、公民館職員としての意識の啓発、そして地域住民との一層のコミュニケーション等が、専門性の向上を図る上で必要と考える職員が少なくない。

このような調査結果を踏まえると、今後研修を企画立案する際に、特に留意する必要がある「研修に求められる視点」は、主に以下の4点であると考えられる。

##### これからの研修に求められる視点

- ア 継続的、段階的な研修体制が組まれていること。
- イ より実践的、体験的な学習プログラムが組まれていること。
- ウ 他の公民館職員とのネットワーク形成に結びつく研修であること。
- エ 職員の意識啓発に結びつき、意欲を高めるための工夫がなされていること。

これらの視点の一つ一つは特別目新しいものではない。しかし、限られた研修機会を十分に生かし、より大きな成果を上げていくためには、このような視点を今まで以上に明確にしなが研修機会を設定していく必要があると言える。

また、研修会そのものとは異なるが、地域における各種の会合等は、地域課題や住民ニーズを知る絶好の機会でもある。このような場に公民館職員が積極的に参加すること等も重要であろう。このような地域とのつながりは、住民とのコミュニケーションや情報収集の力量を高めるための研修機会としても位置付けることができる。

次項では、上に挙げた4つの視点等を踏まえ、工夫を凝らした研修を実践している県外の3事例を紹介する。

## 5 公民館職員養成に関する県外の事例

### — 事例1 神奈川県相模原市 — 公民館改革に伴う職員研修の充実 —

#### 1 公民館の設置状況

地区館計23館

#### 2 公民館改革

相模原市では、平成14年度から「住民主体の公民館運営」を打ち出し、公民館改革に取り組んでいる。その柱は、

常勤職員3名体制から、常勤職員1名（管理職）と一般公募による「公民館活動推進員」3名（非常勤特別職）からなる4名体制へ切り替え（平成17年度を目途）

「公民館運営審議会」から、館長のもとで住民が協議する「公民館運営協議会」への切り替え（平成15年度）

である。これに伴い、市総合学習センターに6名（現在9名）の社会教育主事を配置し、公民館支援を目的とした「公民館支援チーム」を発足させた。このチームは、16年度から実際に公民館に出向き、主にOJT（職場内教育訓練）を行う「外勤担当」6名と、センターで職員研修や情報収集・提供等を行う「内勤担当」3名に分かれ、「自立」をキーワードとして公民館職員に対するきめ細やかな支援業務を行っている。

#### 3 公民館関係職員研修の概要

##### (1) 研修の視点

ア 職員の役職に対応した研修を行う。

イ 非常勤特別職員である活動推進員の専門性の向上。

ウ 「公民館職員研修運営委員会」で、研修に対する職員のニーズを把握。（実務研修）

エ 講義に偏らない、多様な研修プログラムと情報交換の場の設定。

オ 知識・技術に加え、職員の意欲を高める工夫。

##### (2) 研修計画とテーマ・目的（平成16年度）

###### 基本研修

研修名	研修のテーマ・目的	対象	実施日
新任職員研修	市非常勤特別職として、また公民館新任職員として必要な知識を習得するとともに、参加者相互の交流を深め、意欲の向上を目指す。	新任活動推進員 (15名)	4/2, 6-8 9/29
基本研修	公民館職員として必要な基本的知識を習得する。併せて参加者相互の交流を図り、意欲の向上を図る。 テーマ：公民館の事業とその視点	館長代理、常勤職員 活動推進員（2年目以降）(46名)	6/30
基本研修	公民館職員として必要な基本的知識を習得し、能力の向上を図る。テーマ：組織化援助の技法（ワークショップ）		8/4
実務研修	事業を効果的で円滑に進めるため、他館の実施状況および取り組みの考え方などについて情報交換を行い考察を深めるとともに、職員間の交流を図る。（年6回）	常勤職員 活動推進員 (69名)	奇数月 第1～3 水曜日

###### 専門研修

研修名	研修のテーマ・目的	対象	実施日
経営層（館長）研修	公民館経営層として求められる資質の向上を図る機会とする。	館長、副館長、 館長代理（58名）	11/8
経営層（代理）研修	公民館経営・指導層として必要な事業の企画・実施・評価に係る視点を学ぶ。併せて「住民主体の公民館運営」について共通認識を得る。テーマ：公民館事業評価	館長代理、常勤職員 (23名)	10/13

特別研修

研修名	研修のテーマ・目的	対象	実施日
課題研修 (希望選択制)	公民館の今日的な機能をも高めるために必要な課題となっているテーマについて学習し、実用を促す。 A 住民主体の公民館運営について B 公民館保育について C 貸館と社会教育法23条 D 地域デビューを考える(壮年層の学習)	館長代理、常勤職員 活動推進員 (23名)	16年度は 未実施
専門派遣研修	国及び県で行われる研修への派遣 公民館担当者セミナー(県生涯学習情報センター) 学校と地域との協働セミナー(同) 担当者実務セミナー(同) 公民館職員専門講座(国立教育政策研究所)	(2名) (1名) (1名) (1名)	6/2他 7/22,23 7/13,16 4/19~

(3) 活動推進員に対する研修の実施役割分担(平成16年度)

公民館活動推進員研修項目	事前研修	新任研修	基本研修	OJT	滞在支援
担当部署	生涯学習課	総合学習センター	総合学習センター	各公民館	総合学習センター
社会人・公務員としての資質					
推進員の職務					
推進員の勤務体制(労働条件)					
公務員としての倫理観					
公務員としての守秘義務					
接遇					
仕事の進め方(PDS)					
情報モラル					
市職員として業務遂行に必要な知識					
市政の概要					
市の歴史					
財務事務					
庶務事務					
文書事務					
情報公開と個人情報保護					
ISOについて					
施設予約システム操作					
グループウェア操作					
財務端末操作					
施設管理					
社会教育職員として業務遂行に必要な知識					
市の生涯学習施策					
公民館とは何か(役割・歴史)					
相模原の公民館の特徴					
公民館の仕事					
公民館の職員の仕事(の視点)					
PC研修					
地域と公民館(団体や学習資源)					
事業企画の視点					
学習プログラム立案技術					
組織化援助(専門部・サークル支援)					

PDS:計画(Plan)実行(Do)評価(See)

ISO:国際標準化機構

グループウェア:スケジュール管理等、グループでの作業を効率よく行うためのソフトウェア

PC:パソコン

#### 4 講義と実技を効果的に組み合わせた研修事例 - 「基本研修」

##### (1) 研修の目的

公民館職員として必要な基本的知識を習得する。併せて、参加者相互の充実を図り、意欲の向上を図る。

##### (2) 学習テーマ

「公民館の事業とその視点」

##### (3) 対象

公民館館長代理、公民館職員、公民館活動推進員（2年目以降）計46名

##### (4) 期日

平成16年6月30日（水）

##### (5) 会場

総合学習センター

##### (6) 学習プログラム

時間	課題	内容	方法	学習目標
9:00	オリエンテーション			
9:05 9:20	アイスブレイキング		実技	講座等で活用出来る技術を習得する。
9:20 10:00	公民館事業の計画	事業を計画する際の視点、事業の構造化や展開などについて	講義	事業を計画する際に必要な知識について習得する。
10:00 10:30	シート記入と ふりかえりタイム	自分が担当した事業を見直し、実施伺いを作成、何が不足しているか理解。	実技	
休憩（15分）				
10:45 11:20	公民館事業の準備	公民館事業に必要な準備とは	講義	事業を準備する際の必要性を学び円滑な事業運営を目指す。
11:20 12:00	シート記入と ふりかえりタイム	自分が担当した事業を見直し、実施伺いを作成、何が不足しているか理解。	実技	
昼食（60分）				
13:00 13:30	公民館事業の評価と学習の継続性	公民館事業の評価の重要性とその方法について。 学習の継続性について。	講義	評価の方法について学び、事業の有効性を確認。学習の構造化に結びつく継続性について理解。
13:30 14:00	シート記入と ふりかえりタイム	自分が担当した事業を見直し、実施伺いを作成、何が不足しているか理解。	実技	
休憩（15分）				
14:15 15:45	ワークショップ	「公民館事業チェックリストを作ろう」各班で計画から評価までのチェックリストを作成する。	実技	作成により、研修の理解度を深め、実務に活かせるツールを作成、効果的な事業運営に資する。
休憩（15分）（発表準備）				
16:00 16:30	ふりかえりとまとめ	チェックリストの発表と講評		

**アイスブレイキング：学習や活動の前にゲーム等で参加者間の緊張関係を解きほぐす手法**

「基本研修」の学習プログラムは時間が細かく配分されており、それぞれ学習テーマが設定されている。このテーマに従って「公民館支援チーム」職員による30分程度の講義の後、参加者自身による実技というメニューが繰り返されている。参加者にとってメリハリのある、飽きない構成といえるだろう。それが、事業の計画から評価まで段階的に組み立てられており、全体として一つのワークショップ的な研修となっている。また、参加者がそれぞれ実際に担当した事業を題材としているので、より具体的な学習が可能である。

5 職員間の連携を重視した研修事例 - 「実務研修」

(1) 研修の目的

事業を効果的で円滑に進めるために、他館の実施状況や運営方法などの取り組みについて情報交換を行い考察を深めるとともに、職員間の交流を図る。

(2) 学習内容

- ア 運営や事業実施方法等の情報交換
- イ 情報交換から出た共通課題の検討 他

(3) 対象

館長代理を除く公民館職員及び公民館活動推進員

(4) 期日

奇数月の、原則として第1・第2・第3水曜日(14:00~16:30)

(5) 会場

各公民館持ち回り

(6) 実施方法

ア 各公民館を2グループに分け、各グループの職員でさらに3班ずつ構成する。  
(各班11~12名程度)

Aグループ(北部) 11公民館

Bグループ(南部) 12公民館

イ 運営は (ア) 運営委員(グループ毎に1名ずつ互選)

(イ) 公民館支援チーム(グループ毎に担当各1名)

(7) 開催日及び開催場所(公民館名)

		A 1班	B 1班	A 2班	B 2班	A 3班	B 3班
第1回	期日	5月12日(水)		5月19日(水)		5月26日(水)	
	公民館	横山	新磯	相原	大沼	中央	大野台
第2回	期日	7月7日(水)		7月14日(水)		7月21日(水)	
	公民館	大沢	大野南	橋本	東林	田名	相模台
第3回	期日	9月1日(水)		9月8日(水)		9月15日(水)	
	公民館	上溝	大野中	清新	上鶴間	小山	光が丘
第4回	期日	11月5日(水)		11月10日(水)		11月17日(水)	
	公民館	大野北	麻溝	星ヶ丘	陽光台	横山	相模台
第5回	期日	1月12日(水)		1月19日(水)		1月26日(水)	
	公民館	相原	大沼	中央	新磯	大沢	東林
第6回	期日	3月2日(水)		3月9日(水)		3月16日(水)	
	公民館	橋本	上鶴間	田名	大野南	上溝	大野台

実務研修の大きな目的は、情報交換を通じた職員間のネットワーク作りである。特に一般公募による活動推進員は様々な面で不安を抱えながら職務に当たっているため、この研修は不安を解消し、意欲を高めるための重要な場となっている。

研修では「公民館職員研修運営委員会」で、職員のニーズを把握し、これを反映させながら職員自らが中心となって学習内容を決定している。また、参加に際しては、職員を各班に振り分けることにより、業務に支障が出ないように配慮されている。さらに、会場が各公民館の持ち回りとなっているため、他館の様子を目で実際に確かめる格好の機会でもある。

### 1 千葉県公民館連絡協議会

千葉県公民館連絡協議会（以下、千葉県公連）は、79市町村の297公民館（平成16年4月現在）によって組織されている。また、各公民館は、近接する市町村毎に12の「地方公連」を組織している。

12地方公連	千葉市（1市）	印旛地方（11市町村）	長生地方（7市町村）
	千葉地方（3市）	香取地方（10市町）	夷隅地方（6市町）
	船橋地方（3市）	海匝地方（7市町）	安房地方（11市町村）
	東葛飾地区（7市町）	山武地方（9市町村）	君津地方（4市）

### 2 千葉県公連における職員研修の取り組み

千葉県においても、行財政改革の中で、公民館事業予算や職員の削減、短期間での異動による事業の積み重ねの難しさ等様々な問題を抱えている。加えて、市町村合併に伴う県公連、地方公連の体制再編成の必要に迫られている。

しかし、こうした状況にあるからこそ、公民館職員が情熱を持って職務に当たることができる体制の堅持が重要との認識のもと、千葉県公連では「学習」こそが公民館活動の力と位置付け、研修活動の一層の充実に取り組んでいる。

### 3 初任職員研修会の概要

千葉県公連では、平成11年度から公民館初任職員研修会を実施してきた。特に、平成15年度からは「研修委員会」を立ち上げ、学習プログラムの作成に取り組んでいる。同研修会を「公民館に関する基本的な知識、技術を学習し、公民館職員としての力量形成と希望を語る場」として、内容面の充実を図っている。

#### (1) 研修の視点

今までの研修の在り方を転換し、新しい研修のかたちのモデルの一つを目指す。

ア 受講者が自ら主体的に学習することが基本。講師や事務局はその援助者としての位置付けであること。

イ 研修の内容は討論を主軸に置き、受講者自身で自らの課題を発見していくこと。

#### (2) 研修会の要項（平成15年度）

##### ア 趣旨

新しく公民館の仕事を担当する職員を対象に、公民館に関する基礎的な知識・技術及び見識を高めることを目的に研修を実施し、県下市町村公民館の充実発展に資する。

##### イ 対象

事業を担当する1年目の職員 30名（実際の参加者は41名）

##### ウ 期日

全5回 平成15年10月9日（木） 11月27日（木） 12月11日（木）

平成16年1月29日（木） 2月12日（木）

午前10時から午後4時30分（第1回のみ午前9時45分開始）

##### エ 会場

千葉市幕張公民館

#### 4 初任職員研修会の学習プログラム

第1日 10月9日(木)

時間	テーマ・ねらい	方法	講師
9:45	開講式 オリエンテーション		
10:15 12:00	「公民館職員のためのレクリエーション」 ～学級運営に役立つレクリエーション理論と技術～	実習 講義	木更津市立東清公民館 山下要一郎 氏
13:00 14:30	「公民館を語ろう」 初任職員研修に参加された職員からのメッセージ 質疑応答	事例発表	公民館職員 4名
14:40 16:30	グループ学習～公民館の現状を話し合う～ 各班ごと発表	グループ 討議	運営委員

第2日 11月27日(木)

10:00 12:00	公民館って何だろう ・公民館の歴史と理念を振り返り、現代の公民館を探る	講義	千葉大学教授 長澤 成次 氏
13:00 14:30	パネルトーク「私にとっての公民館」 ～運営委員からのメッセージ～	パネルディス カッション	運営委員
14:30 16:30	グループ学習～公民館のイメージを語り合おう～ 各班ごと発表	グループ 討議	運営委員

第3日 12月11日(木)

10:00 12:00	利用者が期待する公民館職員とは？ ～公民館で活動している住民の声を聞く～ 質疑応答	事例発表	公民館報編集委員 自然観察指導員
13:00 15:00	公民館職員の役割 ・公民館職員とはどうあるべきか。求められる 資質、能力とはどんなものか考える。	講義	さいたま市岸町公民館長 片野 親義 氏
14:30 16:30	グループ学習～あなたはどんな公民館職員でありたいですか～ 各班ごと発表	グループ 討議	運営委員

第4日 1月29日(木)

10:00 11:00	学級講座を考える Part ～事例から学ぶ講座の視点～	講義	君津市中央公民館 千葉 尚志 氏
11:00 12:00	グループ学習 学級講座を考える・その1(話し合い)	グループ 討議	運営委員
13:00 14:30	学級講座を考える Part ～企画から評価まで～	講義	木更津市立岩根公民館 石井 一彦 氏
14:30 16:30	グループ学習 学級講座を考える・その2(話し合い) 各班ごと発表		運営委員

第5日 2月12日(木)

10:00 12:00	公民館におけるサークル・団体への援助の在り方 質疑応答	グループ 討議	船橋市西部中央公民館 石井 一彦 氏 運営委員
13:00 15:50	グループ学習 研修を通して語り合おう ～今までの私とこれからの自分。～		
15:50 16:30	感想文、アンケート 閉講式		

「初任職員研修会」は、初任職員が職場の様子にある程度慣れてきたと思われる年度の後半に、5回にわたって開催されている。討論が中心であることを考えると、適切な設定といえるだろう。学習テーマは実務的なものから意識形成に関わる内容まで、多岐にわたっている。また、講師も県内公民館の先輩職員が中心であり、具体的な経験に基づいた講義が期待されると同時に、講師となる職員自身の研修機会ともなっている。

それぞれの研修の内容は分担して「学習記録」としてまとめられ、ふりかえりに利用されている。加えて、参加者が研修で感じたことを自由に記入する「一言帳」が用意され、お互いの交流に一役買っている。



参加者の評価も高く、研修終了後、公民館を生涯の仕事として希望し、社会教育主事の資格取得を目指している職員もいるとのことである。また、「中級研修会」の実施を希望する声が多いため、研修委員会では、初任職員研修終了後2～3年を経過した職員を対象とした研修会を検討している。

### その日の学習記録

第1回 10月9日(木)		記録担当氏名 江澤 菊夫	
午前の部(10:15~12:00)			
学習テーマ	公民館職員のためのレクリエーション 学級講座に役立つレクリエーションの理論と技術		
会場	千葉市幕張公民館	参加人員	人
講師	木更津市立東清公民館 山下要一郎	学習方法	実技
<p>【学習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育に求められるレクリエーションの理論と実践をレクゲーム体験を通して学習する。</li> <li>・具体的内容としては、手遊びゲーム・グループワークトレーニング 準備運動 手遊び(個人) ジャンケンゲーム(2人) ゲーム形式 競争心を キャッチゲーム(2人~4人) ゲーム形式 グループ分けや集団心理 手たたき(4人) 競争心と集団心理 グループ分け(春・夏・秋・冬)三四半期別に無言で 自己紹介(誕生日)4をうけて 話のきっかけ作り おもしろ名刺作り(自己紹介を兼ねて)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>宮沢賢治研究者 気ままな一人旅流ユースホステル派 47都道府県各一泊運動 <b>山下 要一郎</b></p> </div> <p style="margin-left: 20px;">趣味、特技、関心事 興味のあることなど何でも構いません 少し大きさに書くと楽しいですよ!</p>			
<p>【主な討論内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションは仲間作りの導入として効果的である。 特に公民館の事業に参加される方は初対面である場合が多いので、顔つなぎや雰囲気作りに有効である。</li> </ul> <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の山下氏のレクリエーションとの出会いや思いが語られる中で、あたたかい人間性が垣間見られた。 この講習の中で、受講生が受け身でなく、リーダーとして指導性を身に付ける経験が必要になってくるのではないかと。</li> <li>また、公民館で受講生が実際に指導するためには、社会情勢や世相などあらゆる分野の知識や情報を把握して、臨機応変の対応が求められるので、日々の研鑽を。</li> </ul>			

1 公民館の設置状況

中央館 1 館 (中央公民館)

地区館 2 館 (浜手地区公民館 山手地区公民館)

2 3 公民館の連携

貝塚市の公民館は平成15年に創立50周年を迎えた。現在の3館体制となるまで、中央公民館が長い間市民の学習を支えてきた歴史を踏まえ、3つの公民館は密接なつながりを持っている。そして、「学びを生かして市民全体のまちづくり」を共通テーマに、様々な連携事業を展開してきた。

また、職員についても、単に各公民館の職員というだけでなく、3公民館の職員集団としての位置付けのもとに、公民館活動の様々な場を職員の研修機会ととらえ、実践している。

3 「3館ミーティング」

3公民館では、連携事業や課題別に担当者会議を持つとともに、職員による「3館ミーティング」を定期的に行っている。原則として毎月第1水曜日、午前中は公民館毎の会議に充て、午後から3館の職員が集まって、それぞれの課題を議論してきた。

さらに、16年度には研修部会を立ち上げ、職員の一層のスキルアップと意思疎通を図るため、研修の一層の充実を目指している。

2004年度 貝塚公民館三館会議 職員研修会のあゆみ

回	月	テ ー マ	内 容	備 考
	4月	研修部会準備期間 (中央：南) (山手：折出) (浜手：中川)		
	5月			
	6月			
1	7月	ちょっと聞いてよ!	日頃の出来事や講座であったことなど日常に即した話	
2	8月	コミュニティ機材使い方講習	綿菓子機・ポップコーン機・かき氷機の講習	
3	9月	ちょっと聞いてよ!	日頃の出来事や講座であったことなど日常に即した話	前回で話せていない人が対象
4	10月	「あゆみ」を読む		時間がなく研修できず。KJ法を用いたかった。カードは後日まとめて配布
5	11月	ゲストを招いての研修会	専門職としての資質向上とは 社会教育職員として求められる力	富田林公民館 浮穴正博氏 室井氏
6	12月	近畿公民館大会各分科会報告 1月研修について	富田林公民館、三館訪問と交流研修会の合意	
7	1月	富田林公民館交流研修会	富田林へ訪問	1月12日(水)午後移動 貝塚より15名参加
8	2月	「あゆみ」に向けて(各館で読み 合わせ)	今年度の総括および「あゆみ」原稿の読み 合わせを各館で行う	
9	3月			

KJ法：学習者の意見等をラベルやカードで整理し集約するワークショップの手法

4 3 公民館連携事業

こうした研修や会議を経て、3公民館の職員は協働して様々な企画に取り組んでいる。一緒に事業を進めることで、各公民館の個性が見え、職員同士がその違いを認め合ったり、学び合ったりする機会となっている。

(1) 3公民館連携事業

平成16年度は音楽、演劇、古典芸能の3事業を実施。

(2) 刊行物

ア 貝塚公民館のあゆみ(年1回発行)

事業報告書。各館毎に発行していたものを、50周年を機に1冊にまとめた。

イ 公民館あんない

公民館利用に関するハンドブック。見直しを行いながら発行している。

ウ 公民館タイムズ(年2回発行)

催し物や講座等を、連携事業、各館別にまとめて紹介している。

この他にも、平成15年度に発行した「貝塚公民館50年史」は、職員全員のレポートで構成されており、普段のミーティングでは浮かんでこなかった細かな課題の発見にも結びついた。現在は記念誌に書ききれなかった分野での検証と課題の掘り起こし作業を継続している。

公民館タイムズ

## 5 利用者の連携

3 公民館では、各公民館を利用する団体の連携を進めており、協働の学びの場として研修会等を実施している。こうした場は公民館と利用者の相互理解の場でもあり、同時に職員にとっての研修機会になっている。

### (1) 3 館利用者連絡会（年 3 回）

3 公民館で活動する利用者や団体が相互に交流し学び合い、リーダーの研修の場とする。

### (2) 3 館クラブ講師交流研修会（年 1 回）

クラブ講師による 3 公民館の連携強化と公民館活動の意義、文化活動の向上をねらいとした合同交流研修会。

## 6 地域コミュニティ活動への参画

各公民館は、地域コミュニティ活動の推進に積極的に関わっている。このうち、浜手地区公民館では、地域内の「パークタウン連絡協議会」「二色校区福祉委員会」「地域教育協議会（五中校区すこやかネット）」といった活動の場に、公民館職員がメンバーとして参画している。また、他の 2 公民館も、各校区の地域教育協議会（すこやかネット）において同様の取り組みを行っている。

こうした取り組みも研修の一つと位置付け、地域との連携を深めると同時に、職員の資質向上に役立てている。

## 6 公民館職員の養成に関するこれからの方向性

### (1) 職員研修の在り方

前項で紹介した事例は、3-(4)「研修に求められる視点」で挙げた 4 つの視点に着目すると、特にも次の視点に重点を置いた内容となっている。

#### [事例 1（神奈川県相模原市）]

一般公募職員の専門性向上を意識した研修体制

- 視点： 継続的、段階的な研修体制  
実践的、体験的な学習プログラム  
他の公民館職員とのネットワーク形成

#### [事例 2（千葉県公民館連合会）]

参加者を主体とした初任職員研修

- 視点： 継続的、段階的な研修体制  
実践的、体験的な学習プログラム  
職員の意識啓発と意欲を高める工夫

#### [事例 3（大阪府貝塚市）]

公民館が連携し、日々の実践を活用した職員研修

- 視点： 他の公民館職員とのネットワーク形成  
職員の意識啓発と意欲を高める工夫  
この他、地域とのコミュニケーション形成を重視して取り組んでいる。

以下、公民館職員の研修の在り方に関して、事例を踏まえ、4 つの視点に基づいて述べる

こととする。

#### ア 継続的、段階的な研修体制

年に1回のみ単発的な研修に比べ、研修が継続的、段階的に行われることは、効果を高める上で非常に重要である。予算的、時間的な制約も予想されるので、市町村内の公民館（または近隣市町村）で連携するなどの工夫が必要となってくるだろう。また、それにより公民館（職員）同士のネットワーク化が図られることも期待される。

相模原市では、研修の立案に当たって、必要な研修項目を整理した上で、担当する部署毎の役割分担を明確にしている。研修の効果を高めるために欠かせない過程とすることができる。

#### イ 実践的、体験的な学習プログラム

講義の重要性は変わるものではないが、加えて、より実践的なテーマで、参加者自らが主体的に学習できるプログラムが設定されることが望ましい。また、個々のプログラム以外の場面でも、例えば参加者が運営に参加するような工夫も必要となる。

千葉県公民館連合会の初任職員研修会は、その意味で様々な実践的、体験的要素をふんだんに取り入れた実践である。こうした研修は、参加した職員の意欲を高める効果も期待できる。

#### ウ 他の公民館職員とのネットワーク形成

公民館職員同士が常に情報を共有し合うことは、その情報を自分の業務に生かせると同時に、公民館職員としての意欲の向上につながることも期待される。近隣公民館が連携しての研修機会の充実や、研修会での実践的、体験的な学習プログラムは、その意味でも有効であると考えられる。

貝塚市における公民館相互の連携は、その先進的事例と言えるだろう。特に、職員を『貝塚の公民館』全体の職員集団と位置付けている点は、まちづくりの拠点としての公民館を考えた場合、重要な視点になると考えられる。

#### エ 職員の意識啓発

研修は、知識、技術の習得は言うまでもないことであるが、同時に参加者の意欲を高める機会となることが大切である。意欲を持って職務に当たることは、公民館職員に限らず働く者としての最も重要な条件と言える。その意味でも、学習プログラムの計画に当たっては、公民館職員としての意識の高揚に結びつく工夫を凝らすことが今まで以上に望まれる。

各事例とも、参加者の意識の啓発を意図しながら実践している例である。それは同時に、ア～ウの実践がもたらす成果でもある。各公民館の職員同士が研修会で何度も顔を合わせ、実践的な課題について主体的に学び合っていけば、そこにコミュニケーションが生まれ、やがて毎日の職務に対する意欲が湧き起こってくる。そんな研修機会が身近に用意されることを期待したい。

#### (2) これからの方向性

それでは、より多くの公民館職員がその資質を高めていくために、これからの公民館職員養成の方向性はどうかあるべきだろうか。

前出の廣瀬隆人氏は「社会教育・公民館職員の資質向上のために」の中で、資質向上のための方策を次のとおり提示している。

#### 職員研修への参加

自己変革の契機をつかみ、緩やかな意識改革へ進む効果が期待できる。

#### 社会教育主事講習の受講

現職者にとっては資格取得に加え、自分の仕事を振り返り、新たな課題に気づき、ネットワーク形成の機会となる。

#### 職員グループの学習会、研修会

研修に参加した職員の報告学習会、同一自治体や近隣自治体の職員有志による横断的で自主的な学習会など。

このうち、社会教育主事に関しては、調査結果からも、寄せられる期待の大きさをうかがい知ることができる。また、平成10年の生涯学習審議会答申においても、公民館職員の資質向上として「社会教育主事講習の受講等により社会教育主事となる資格を取得するなど、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質を向上させていくことが必要」とされている。今後社会教育主事の果たすべき役割はますます多様化し、今後様々な場での活躍がされる。その意味からも、各市町村が公民館職員による社会教育主事の資格取得を積極的に推進することが望まれる。

一方で、公民館を支えている、主事を含めた公民館職員については、その資質向上の必要性が、これまでの法令・答申等で繰り返し述べられてきた。しかし、2-(3)「他の社会教育専門的職員の位置付け」で触れたように、その資格に対する確たる法的位置付けがなされておらず、また特段の研修制度も確立されていない。さらに調査結果からも明らかのように、本県の公民館では行財政改革に伴う旅費の削減等によって、職員の研修機会は十分とは言い難い状況にある。各自治体が緊縮予算を組んでいる今、旅費の負担が大きい全国規模や遠隔地での研修会や講座に継続して参加することは、現実的には困難である。

加えて、指定管理者制度は、近い将来、民間の公民館職員が大幅に増加する可能性を示している。そして、こうした職員の資質向上にどのように取り組んでいくかは、今後の公民館運営における大きな課題となることが予想される。

このような状況を考え合わせると、これからの公民館職員の養成は、より身近な視点に立ったものであることが求められるであろう。もちろん社会教育主事の資格を取得することや、社会教育実践研究センターで行われる研修等への参加が、公民館職員の資質向上に極めて有効であることは言うまでもない。

しかし同時に、今後は公民館や地域に目を向けた研修も、これまで以上に大切にされるべきである。つまり、これからは市町村内または隣接する地域での、より効果的な研修機会を工夫していくことが必要と考える。例えば、近隣の市町村が連携して、地域の共通課題に関する合同研修会や講座を企画すること等は、可能な限り積極的に推進すべきである。こうした研修機会は、先に挙げた4つの視点に立った研修を実現する上で、非常に効果的であると考えられる。また共催で実施すれば、外部講師を招へいする場合でも、旅費等の面での負担減といったメリットも生じてくる。

このことは調査結果でも現場からの声として表れており、そこでは横の連携、公民館（職員）同士のネットワーク形成がより重要となるであろう。

そして、当該市町村のみならず、県においても社会教育関係機関、教育事務所等が中心となって、講師派遣等を含めた支援体制を強化していくことが必要である。

## 7 研究のまとめ

本研究で紹介した事例のうち2つは、大都市や県公民館連合会における取り組みであり、その意味では大がかりに行われている例と言える。しかし、研修に対する視点や仕組みといった面では、市町村の大小に拘わらず参考になるものとする。また、規模が小さくても、小さいからこそその利点もある。いずれにしても、事例にみられるような研修の在り方は、これからの公民館職員の養成に大きな成果を生み出すものとする。

事業担当職員に対する調査の中で、「参加したい学習テーマ」として突出して多かった回答が「まちづくり・地元学」の項目であった。市町村合併が進む今、地域づくり、まちづくりが重要なテーマとなっている。そして、こうした地域づくり、まちづくりを進める上で何よりも必要とされるのが「ひとづくり」である。この意味において公民館には、様々な住民サービスを通して、また社会教育施設として、地域の「ひとづくり」に貢献する役割が期待されている。公民館は、単にカルチャーセンターとしてではなく、地域社会における教育的機能を持つ拠点として欠かせない存在であるとする。

その担い手となる公民館職員に寄せる期待は大きい。それぞれの地域で奮闘する公民館職員にとって、その知識や技術、そして意欲を一層高めることのできる研修体制が、職員の身近に構築されることが望まれる。

### (1) 研究の成果

- ア 公民館に関する法令、答申等をもとに、公民館職員の資質向上の在り方についての基本的な流れを明らかにすることができた。
- イ 調査の実施によって、県内各公民館における研修の実態や、資質向上に関する職員の意識を把握することができた。
- ウ 調査結果を踏まえ、他県の事例紹介を通して、これからの研修の在り方の方向性を提示することができた。

### (2) 今後の課題

本研究のテーマが公民館職員の養成（研修）である背景には、指定管理者制度への対応がある。先にも述べたように、指定管理者制度によって、今後、委託職員によって運営される公民館の増加が予想される。そこでは、職員の資質向上が極めて重要であり、研修の必要性はますます高まるであろう。そのためにも、より効果的な研修体制を確立していくことが求められる。

調査では、現在県内の公民館に勤務している職員の意識や考えの一端を知ることができたが、これらを、指定管理者制度下の公民館職員研修に、具体的にどう生かしていくかが、これからの大きな課題と言える。

また、他都道府県の公民館の動向が十分に把握しきれていない状況の中で、本研究の調査も県内にとどまり、事例も含めて十分とはいえない。新しい時代に対応した公民館職員の養成の在り方を探るために、今後全国的な動きに注目し、情報収集に努めていく必要がある。

[ 主な参考文献 ]

- 1 『公民館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（平16.3）
- 2 『社会教育地域実地調査』 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（平14）
- 3 『今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）』中央教育審議会生涯学習分科会（平16.3）
- 4 『公民館の民間委託等に関する調査』岩手県教育委員会（平16）
- 5 『公民館支援に係る総合的具体的なあり方の研究』相模原市立総合学習センター（平16.7）
- 6 『公民館運営のてびきQ & A』相模原市教育委員会（平16.4）
- 7 『貝塚公民館50年史』貝塚市立中央公民館 浜手地区公民館 山手地区公民館（平16.3）
- 8 『貝塚公民館のあゆみ 2003』貝塚市立中央公民館 浜手地区公民館 山手地区公民館（平15.5）
- 9 『平成15年度初任職員研修会』千葉県公民館連絡協議会（平16.3）
- 10 『職員としてこれだけは知っておこう』埼玉県公民館連合会（平14）
- 11 『生涯学習の支援論』鈴木眞理・津田英二 編著 学文社（平15.4）
- 12 『未来型公民館への7つの条件』朝比奈博・工藤日出夫 編著 日常出版（平12.2）
- 13 『公民館事業Q & A』坂井知志・山本慶裕 編著 ぎょうせい（平12.9）
- 14 『月刊公民館 平成16年8月号』全国公民館連合会（平16.8）
- 15 『月刊公民館 平成11年12号』全国公民館連合会（平11.12）
- 16 『生涯学習社会教育実践用語解説』伊藤俊夫 編 全日本社会教育連合会（平14.9）
- 17 『生涯学習・社会教育行政必携』生涯学習・社会教育行政研究会 編（平15.11）

研究者

主担当 社会教育主事 小野寺 智

副担当 社会教育主事 照井保則